

平成23年3月第1回八街市議会定例会会議録（第6号）

1. 開議 平成23年3月17日 午前10時18分

1. 出席議員は次のとおり

4番 石井孝昭
5番 桜田秀雄
6番 林修三
7番 山口孝弘
8番 小高良則
9番 湯浅祐徳
10番 川上雄次
11番 新宅雅子
12番 横田義和
13番 鯨井眞佐子
14番 加藤弘
15番 山本邦男
16番 京増藤江
17番 右山正美
18番 小澤定明
19番 京増良男
20番 丸山わき子
21番 中田眞司
22番 古川宏史

1. 欠席議員は次のとおり

なし

1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

市	長	北村新司				
副市	長	高橋一夫				
教	育	長 川島澄男				
総	務	部 長 浅羽芳明				
市	民	部 長 森田隆之				
経	済	環	境	部	長	並木敏
建	設	部	長	糸久博之		
会	計	管	理	者	江澤弘次	

教育委員会教育次長	越川みね子
農業委員会事務局長	藤崎康雄
監査委員事務局長	秋山昇
選挙管理委員会事務局長	長谷川淳一
財政課長	加藤多久美
水道課長	醍醐文一
国保年金課長	石毛勝
介護保険課長	醍醐真人
下水道課長	吉田一郎
学校給食センター所長	石川孝夫
総務課長	長谷川淳一
厚生課長	藏村隆雄
農政課長	加瀬芳之
道路河川課長	勝股利夫
庶務課長	河野政弘

.....

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

事務局長	今井誠治
副主査	鯨岡修子
主査	小川正一
主査補	吉田美恵子
主事	武藤佳人

.....

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

平成23年3月17日（木）午前10時開議

日程第1 発議案の上程
 発議案第1号
 提案理由の説明
 委員会付託省略、質疑、討論、採決

日程第2 請願第23-1号
 議案第2号から議案第29号
 委員長報告、質疑、討論、採決

追加日程第1 議案の上程
 議案第30号
 提案理由の説明

質疑、委員会付託及び討論省略、採決

+

○議長（古川宏史君）

ただいまの出席議員は19名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

最初に、このたびの東北地方太平洋沖地震及び長野県北部地震において、甚大な被害が出ていることについて、犠牲となられた方々に対して、心から哀悼の意を表しますとともに、罹災された方々に、心からお見舞いを申し上げます。

1日も早く復旧されますことを心よりお祈り申し上げます。

ここで、お亡くなりになりました方々のご冥福をお祈りいたしまして、黙祷を行います。

全員、ご起立願います。

黙祷。

（黙祷）

○議長（古川宏史君）

お直りください。ご着席ください。

日程に入る前に報告します。

最初に、各常任委員会付託事件について、各委員長から審査報告書の提出がありましたので、配付しておきました。

次に、監査委員から、1月予算執行分に係る例月出納検査報告書が提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

北村市長より発言を求められておりますので、これを許します。

○市長（北村新司君）

このたびの東北地方太平洋沖地震に関しまして、被害に遭われました方々、地域に対しまして、心からお見舞いを申し上げますとともに、亡くなられた方々に対しまして、深く哀悼の意を表すものでございます。

また、行方不明になっている方々の一刻も早い発見、救出と被害地域の復旧を望むものでございます。

それでは、この地震による本市の被害状況及び対応について、ご報告いたします。

まず、地震発生後、午後3時前には、関係課を招集し、各施設等の被害状況の調査と、その結果を報告するよう命じました。午後5時には、再度、関係部課長を招集し、災害対策本部の設置と被害状況の報告を受けたところでございまして、市役所庁舎、総合保健福祉センター、福祉施設、学校をはじめとする教育施設等の巡回、調査を行った結果、校舎の亀裂や天井の落下等、若干の被害はありましたが、人的な被害はなく、道路等についても大きな被害はございませんでした。

また、消防、警察等からの情報提供によりまして、交番への被害連絡、消防における火災出動、救急出動もなかったとの報告を受けております。

なお、民間の一部でも塀の倒壊、瓦の落下といった被害はありましたが、人的被害も含め、特に大きな被害は報告されておりません。しかしながら、地震直後から市内の広範囲にわたり停電が発生し、井戸水の汲み上げができなくなるなどの事態が生じることが予測されたことから、消防団の協力により、最大で市内6カ所、朝日区青年館、西部グラウンド、住野公民館、南中学校、東吉田集会所、市役所に給水所を設け、飲料水の供給を行いました。

また、避難場所を求める方がおりましたので、八街中学校の武道場を避難所として開放し、食料や水の供給、毛布の提供などを行ったところであります。その間、議員の皆様や市民の方からは、炊き出し等の差し入れや激励をいただくとともに、イオン八街店からは食料を、JAいんばからは物資を提供していただいております。停電は一部区域では、翌12日、土曜日の午前3時頃から復旧し始めましたが、市内全域が復旧したのは、午後5時15分ごろでございました。

本市では、この時点において、電気・水道等のライフラインがすべて復旧しましたので、午後6時をもって避難所及び給水所を閉鎖したところでございます。

なお、市内の65歳以上の独居老人599人については、午後6時5分に全員と連絡がとれ、無事を確認しております。

さらに、3月13日、日曜日、夜には東京電力が計画停電を発表したことから、午後10時半頃及び11時55分頃、防災行政無線を使って停電情報を広報するとともに、市のホームページへの掲載を行ったところでございます。

翌14日、月曜日には、午前6時から、私、副市長、教育長、関係部課長を招集して、対策本部を開催し、停電等への対応を協議したところでございますが、今後、市民の皆様に対しては、随時、的確な情報を提供するとともに、市役所業務の一部制限についても、全職員が情報を共有し、適切な対応がとれるよう努めていくことを確認したところでございます。

また、庁議、部課長会議も開催し、全庁挙げて対応していくよう指示をいたしました。

さらに、昨日16日、水曜日から被災者の受け入れを開始しており、老人福祉センターと黎明高校研修施設を借用し、被災者の皆さんに提供しているところでございます。

現在のところ、防災行政無線やホームページによる停電情報の提供、停電世帯のための八街中学校武道場の開放、市役所における飲料水の供給等を行っているところでございますが、引き続き、市民の皆様が安心して生活できるよう、取り組みを行っていく所存でございます。

以上、地震関連の報告とさせていただきます。

続きまして、鳥インフルエンザに関する件について、ご報告いたします。

平成23年3月11日に千葉市の養鶏所より、飼養しているニワトリのうち、2羽が突然死したとの通報があり、死亡鶏の周辺で異常が認められたので、病性鑑定を実施し、鑑定の結果、3月13日に高病原性鳥インフルエンザに感染していることが判明しました。このため発生農場の3万5千羽のニワトリについては、3月15日までに殺処分されております。

また、発生農場から半径10キロメートル以内が移動制限区域となり、八街市内の7農場につきましても、全農場がこの区域に含まれたため、3月13日に本市の採卵鶏の5農場を

含む近隣市の16農場の発生状況検査が実施され、翌14日には、八街市の肉用鶏の2農場を含む11農場の発生状況検査が実施されました。採取した検体につきましては、中央家畜保健衛生所におきまして、抗体検査が行われ、本市の全農場は陰性と判明しました。

周辺対策といたしましては、主要幹線道路に3月13日から消毒ポイント4カ所を設置し、畜産関係車両の消毒を行っております。

市の対応といたしましては、発生状況検査に同行したほか、市内養鶏所の感染予防の徹底をお願いしており、市民の皆様には情報の提供等を行ってまいります。

以上、簡単ではございますが、東北地方太平洋沖地震及び鳥インフルエンザにつきまして、本市の対応を説明させていただきましたが、改めて議員の皆様におかれましても、未曾有の災害が発生したことにかんがみ、ご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご理解とご協力をお願いいたしまして、報告とさせていただきます。

○議長（古川宏史君）

日程第1、発議案の上程を行います。

発議案第1号の提案理由の説明を求めます。

○鯨井眞佐子君

発議案を上程する前に、発言をさせていただきます。

去る11日、午後2時46分、東日本巨大地震が発生し、未曾有の被害が広範に及んでおります。被災されました皆様に、心より哀悼の意を表します。

それでは、発議案第1号について、説明をさせていただきます。

発議案第1号、住野十字路交差点・JR総武本線八街街道踏切・八街バイパス整備事業に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により、提出いたします。

平成23年3月17日提出。

八街市議会議長、古川宏史様。

提出者、八街市議会議員、鯨井眞佐子。

賛成者、八街市議会議員、湯浅祐徳議員、同じく京増藤江議員、同じく山本邦男議員、同じく中田眞司議員、同じく桜田秀雄議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

住野十字路交差点・JR総武本線八街街道踏切・八街バイパス整備事業に関する意見書（案）。

住野十字路交差点につきましては、国道51号にアクセスする主要地方道富里酒々井線と内陸部各拠点地域を縦断する国道409号が交差する重要な交差点と考えております。

また、（仮称）酒々井インターチェンジの開通により、さらなる交通混雑が必至であります。

次に、JR総武本線八街街道踏切につきましては、国道409号が横断し、また、八街駅北側地区土地地区画整理事業とともに、現在、千葉県が当該踏切から八街市役所入口十字路ま

での歩道整備を実施しているところであることから、当該踏切の拡幅が必要と考えております。

最後に、八街バイパス整備事業につきましては、本年4月に主要地方道千葉八街横芝線から主要地方道成東酒々井線までの延長約1千500メートルが、一部供用開始となりますが、道路事業部分の進捗率は、いまだ低いものとなっております。

以上、3点につきましては、八街市において円滑な道路交通ネットワークを形成し、安全性の向上を回るために必要不可欠なものであります。つきましては、今後の整備促進に特段のご配慮を賜りますよう、ここに要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

平成23年3月。

八街市議会議長、古川宏史。

千葉県知事あて。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださいますよう、お願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（古川宏史君）

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第1号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

これから、発議案第1号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

発議案第1号についての討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

討論がなければ、これで発議案第1号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

発議案第1号、住野十字路交差点・JR総武本線八街街道踏切・八街バイパス整備事業に関する意見書の提出についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。発議案第1号は、原案のとおり可決されました。

日程第2、請願第23-1号及び議案第2号から議案第29号を一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

最初に、小澤定明総務常任委員長。

○小澤定明君

先ほど、市長からも報告がありましたが、この大震災にあたりまして、既にほかの市町村は、50名、60名と柏、流山、松戸市あたりでは受け入れております。本市においても迅速な対応をお願いしたいと思います。多くの死者、そして40万人を超える被災者、本県においても1千人からの被災者がおります。他人事ではなく、自分の身内、兄弟のつもりで手厚い支援をお願いしたいと思います。

それでは、総務常任委員会に付託されました案件9件につきまして、去る3月3日、4日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第2号は、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、審議会等合議体の委員等の日額報酬を見直したことによる、引き下げ及び市税等収納補助員の報酬の積算基礎である本市臨時職員等の最低賃金の引き上げに伴う月額報酬の引き上げ並びに市医を廃止するため、改正をするものであります。

審査の過程において委員から「金額の算定基礎について伺う。」という質疑に対して「単価の設定は、行革担当者会議で協議した結果、非常勤職員の代名詞である議員の皆さんの報酬を参考にし、一般職員の勤務時間を考慮して、1時間あたりの時給を算定しました。議長は2千650円、議員の皆さんは2千114円となり、概ね、2千500円程度が望ましいとなりました。会議時間は、2時程度の会議が多いため、これにより金額を5千円とし、会長、委員長職については、1割増の5千500円と設定しました。」という答弁がありました。

次に「構成員と公募のあり方の問題について、どう考えているのか。」という質疑に対して、「公募の委員は、応募の動機等について一定の文書を提出していただき、その方が参画する意味や意向を確認し、その内容に偏りがないように選出をさせていただく手続をとっております。会議の場においては、議長等に指名していただき、発言を求めるとような会議進行のやり方等も含め、より発言していただけるような手法を、それぞれの会議で行っていく必要があると考えています。」という答弁がありました。

採決の結果、全員賛成のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第3号は、八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の

制定についてであります。

これは、平成22年度までの時限措置として実施しておりました、特別職等の給与の減額を、平成23年度においても、その減額幅を拡大し、継続するため改正するものであります。

審査の過程において委員から、「7パーセント削減の根拠について伺う。」という質疑に対して、「市長の公約であります健全財政の堅持ということを踏まえ、また、厳しい財政状況等を勘案いたしまして、引き続き、特別職の報酬については減額し、さらに拡大することが必要であるという市長からの指示がございました。本則上の給料から、約100万円の減額をしますと、今現在の特例条例上の減額の2倍程度になりますので、市長の減額幅を7パーセントとして提案させていただきました。」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「八街市の市税の収納率は悪化し、県下でも最悪の状態を脱し切れない状況にあります。提案された市長の給与を減額幅を拡大しとありますが、それはわずか7パーセントの減額であり、未曾有の中であえいでいる市民感覚からいっても納得できるものではありません。以上の理由から反対します。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第4号は、八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、割増賃金または振替休の対象となる月60時間を超える時間外勤務について、現状ではこの積算にあたり、日曜日等の法定休日を含んでおりませんが、今年度の人事院勧告において、民間企業の実態を踏まえ、法定休日等を含めることが適当であるとの勧告がなされ、国・県においても、この勧告に沿って時間外勤務の積算にあたり、法定休日を含めることとしていることから、本市においても同様に改正をするものであります。

審査の過程において委員から、「具体的な例を伺う。」という質疑に対して、「法定休日に勤務した時間外勤務は、60時間に含めないとなくなりましたが、条例改正に伴い、4月1日からは、時間外勤務の積算に加えることとなると、実際に勤めた時間外勤務時間になると思われます。」という答弁がありました。

次に「平成22年度に該当したものについて伺う。」という質疑に対して、「4月から11月の8カ月間では、延べ人数で77名です。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第5号は、八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

これは、本市が厳しい財政状況にあることから、一般職の職員の管理職手当について、平成22年度に引き続き、平成23年度においても20パーセントの削減を継続するものです。

審査の過程において委員から、「金額的効果はどのくらいか。」という質疑に対して、「20パーセント削減により、年間約700万円が減額されます。」という答弁がありました。

次に、反対討論がありました。

「この条例改正は、財源確保のため、管理職手当を特例により減額措置の継続をするというものです。しかし、管理職手当の減額は、17年度に10パーセント減額に始まり、平成19年度からは20パーセントの減額が固定化されているように見られます。自治体労働者が安心して住民のために、仕事を進めることができるように保障すべきであります。23年度も引き続き20パーセントの減額が出されていますが、仕事に対する誇りとか、尊厳、働きがいを見失わせるような点で、断じて、この議案に反対するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第6号は、八街市地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）による弱者支援の充実を図る基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定です。

これは、平成22年度に本市が交付を受ける地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）のうち、平成23年度以降に実施する事業の財源として活用する部分を積み立てる必要があることから基金を設置するものです。

審査の過程において委員から、「3月は、自殺防止週間になっているが、こういう基金を使いながらの対策が必要と考えるが、弱者に対する光を当てる予算の活用について伺う」という質疑に対して、「弱者支援では、DVや児童虐待、自殺予防、犯罪弱者に対する支援等、対象事業が国より明示されております。今回の交付金について、事業を行うにあたり、各担当課から予算要望が出されていても、予算編成において先送り等となった項目を中心に検討を行い、3点ほどピックアップをし、内閣府に本交付金の予定実施計画を提出しております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第14号、平成22年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く2款総務費、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、11款公債費、第2表繰越明許費補正の内2款総務費、第3表地方債補正についてであります。

審査の過程において委員から、まず、歳入では、「10款1項1目地方交付税は確定なのか。」という質疑に対して、「確定であります。」という答弁がありました。

次に「14款2項5目のうち、地域活性化交付金について、地元業者が受けられるようなシステムを構築し、地域活性化交付金を使用できないのか伺う。」という質疑に対して、「地域活性化交付金については、なるべく地元中小業者が受注の機会を図れるように事業等を選択しております。」という答弁がありました。

次に「20款5項2目雑入のうち、後期高齢者医療定率市町村負担金返還金について、内容を伺う。」という質疑に対して、「平成22年度分の概算は、後期年度で算出をし、当初予算に組み込んでおりますが、平成22年度の保険者数等の実績が出ましたので、54市町村で按分をした定率的な負担金が12月に最終決定したため、当初予算で計上しました金額から確定した金額を差し引いた分が戻ってくるということです。」という答弁がありました。

次に歳出2款3項を除く総務費について、「2款1項1目総務管理費のうち、職員の受診率は何パーセントか伺う。」という質疑に対して、「平成22年度は、市の健診及び人間ドックを含め、88.6パーセントの受診率です。」という答弁がありました。

次に「健診を充実させていくことが重要と考えるがいかがか。」という質疑に対して、「基本健診の内容は、血液検査や血圧等一般的健診といわれているもので、それ以外、心電図検査や聴力検査等の検査もあります。希望者には、胃のエックス線検査等も行っております。」という答弁がありました。

次に、4款衛生費のうち、1項7目では、「八ッ場ダム建設が中止になっているが、引き続き出資金を出していることについて伺う。」という質疑に対して、「印旛広域水道との兼ね合いがありますので、構成自治体の意向も含め、市としては現時点では進めていくものと考えております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第22号、平成23年度八街市一般会計予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算の内歳入全款、歳出1款議会費、3項を除く2款総務費、4款衛生費の内1項7目、8款消防費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費、第2表債務負担行為、第3表地方債についてであります。

審査の過程において委員から、まず、歳入では、「1款市税のうち、財政課では、今の経済状況について、市税等や収納率も含め、どのように見ているのか伺う。」という質疑に対して、「市民税については、個人の給料が減っているという厳しい状況を受け、22年度の決算ベースを用いまして、課税課で積算したものを財政課で精査し、計上いたしました。八街市では、大きな法人がなく、市税の中で個人の占める割合が多いため、景気がよくなり給与所得者の給料が上がらないと、財政運営もかなり厳しくなります。給与所得者や営業等の方々の所得が増えていかない限りは、かなり苦しい財政運営をこれからも行わなければならないということです。昨年の6月に政府において中期財政フレームが作成され、平成23年度から25年度については、地方の一般財源は、平成22年度の額を下回らないということとなっておりますので、政府が変わらなければ、一般財源は22年度並みに確保できるのではと考えています。それ以降については、担保されるものがないので、それまでに一般財源を財政調整基金に積み立て、26年度以降の財源確保に充てていきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に「1款2項1目固定資産税のうち、家屋について1.3パーセント増となっているが、その見込みについて伺う。」という質疑に対して、「固定資産税の家屋分について、平成23年度は3年に1度行っている評価替えの年ではございませんので、これまであった在来分については、現在の課税標準額を維持できます。それに加え、平成22年度の新築・増築分が、300棟程度増加するものと見込んでおりますので、その分の増額となります。」という答弁がありました。

次に「1款4項1目たばこ税の見直しについて伺う。」という質疑に対して、「たばこ税

については、売上の本数が毎年減少を続けており、売り渡し本数が、平成20年度で約1億5千800万本程度だったものが、平成21年度では、約1億5千300万本程度に減少しております。たばこ税を算定するにあたり、昨年10月1日付の40パーセントの増税及び健康志向等により、売上本数は減少するため、減らして試算していますが、増税により昨年度とほぼ変わらない数字の計上となりました。」という答弁がありました。

次に「6款1項1目地方消費税交付金について、この金額で大丈夫なのか伺う。」という質疑に対して、「今回の予算計上については、県の平成22年度決算額及び平成23年度当初予算の数字について情報がきておりますので、それに基づき算定しております。」という答弁がありました。

次に「7款1項1目ゴルフ場利用税交付金の根拠について伺う。」という質疑に対して、「当市ゴルフ場の利用者数の推移が来ております。利用税の70パーセントが市の収入になりますので、平成22年度の利用者数に基づき算出した年間利用者数をかけて数字を出しましたので、利用者が減少しない限りは下がることはないと考えております。」という答弁がありました。

次に「10款1項1目地方交付税について、交付基準額の推定について伺う。」という質疑に対して、「普通交付税の算定については、個別算定経費や公債費等を含め、細かく算定しました。区市町村課でのヒアリングでも、試算値とほぼ変わらないものでしたので、それほど誤差はないものと思われます。」という答弁がありました。

次に、歳出2款3項を除く総務費では、「2款1項1目一般管理費のうち、市長交際費について市民の経済状況が非常に悪化しているのに、昨年度と同様に計上されている理由について伺う。」という質疑に対して、「交際費については、平成13年度より毎年減額してまいりました。当初交際費400万円の予算が、毎年減額したことにより、現在220万円となっております。その間に定めました支出基準により、支出しております。」という答弁がありました。

次に「2款1項1目一般管理費のうち、職員研修費が減額となっているが、建設部の職員の研修について内容を伺う。」という質疑に対して、「土木技師、建築技師の研修については、全国の建築研修センター等の研修を専門に行っている機関に職員を派遣し、負担金により研修を受けておりますが、毎年職員の希望を、より反映した研修を行っています。」という答弁がありました。

次に「2款1項1目一般管理費のうち、職員心理相談業務委託料が2回分計上されているが、事業内容について伺う。」という質疑に対して、「近年、メンタル疾患により療養休暇及び休職をとる職員が増えていることから、平成19年度からメンタルヘルス研修を実施し、平成21年度では418名の職員が参加しております。そのときに、講師によるメンタルヘルス相談に職員9名の応募があり、大変好評だったことを受け、平成23年度から年2回の相談業務を行う予定です。内容は、休職中の職員に対する訪問カウンセリングや上司・同僚との面談等の相談業務を予定しています。」という答弁がありました。

次に「2款1項3目広報費について、増額の理由を伺う。」という質疑に対して、「広報費については、今年4月から月2回発行のため、広報の印刷費に加え、新聞折り込み費も増えることから、前年度と比較すると、約1.47倍程度の増となります。」という答弁がありました。

次に「字を大きくするということが、幾つになるのか。」という質疑に対して、「現在、11ポイントを使用していますが、平成23年度より14ポイントとなりますので、かなり大きくなると思います。月2回発行しますが、1日発行分は8ページ、15日発行分は4ページにすることで、従来よりも内容量が3割程度増えることとなります。また、文字のポイント数を大きくすることにより、高齢者の方にも見やすくなると思われます。」という答弁がありました。

次に「2款1項6目財産管理費のうち、市有地雑草刈取業務について伺う。」という質疑に対して、「市有地雑草刈取業務については、滝台地区に明治天息の碑があり、その土地を地元の滝台地区に委託し、雑草を刈っていただく費用を計上しております。」という答弁がありました。

次に「2款1項6目財産管理費のうち、公用車のリース化について伺う。」という質疑に対して、「公用車管理について、財政課では基本的にリース化及び軽自動車化を考えており、ここ3年間はリース化を進めています。リース化のメリットは、資金の平準化が図れるということとメンテナンスリースも行っていることから管理部門が楽になるということで、今後も進めていこうと考えています。」という答弁がありました。

次に「2款1項8目企画費のうち、印旛郡市広域市町村圏事務組合の事業内容等について伺う。」という質疑に対して、「印旛郡市広域市町村圏事務組合は、印旛郡市内の9市町で構成されており、具体的には、職員の研修や郡市統一の職員共同採用試験、軽費老人ホームよしきりの運営、その他、郡市第2次救急医療機関運営事業、小児救急医療の支援事業等、広域的に仕事を行った方が効率的な事業を基本的に行っている団体です。」という答弁がありました。

次に「負担割合はどのようになっているのか伺う。」という質疑に対して、「負担割合については、各自治体が均等に負担をする均等割と人口に応じて負担をする人口割の2つの要素があります。比率については、今回改正があり、全体経費のうち均等割は20パーセント、人口割は80パーセントを9市町で負担することとなっております。」という答弁がありました。

次に「軽費老人ホームよしきりについて伺う。」という質疑に対して、「軽費老人ホームということで、一般的に自分の身の回りのことは自分自身でできる老人を入所対象にして、組合が設置した老人ホームです。場所は、旧印旛村にございます。」という答弁がありました。

次に「2款1項8目企画費のうち、公共交通検討協議会の事業内容について伺う。」という質疑に対して、「予定しております公共交通検討協議会については、具体的な構成は今後

+

ということになります。委員23人という人数が妥当なのか、参加しても意見を述べられない委員の方がいらっしゃるという状況もありますので、検討が必要であるものと考えています。公共交通ということですので、循環バスに限らず、路線バスや福祉有償運送なども含めて、市内の公共交通全体について、現状かどうなのか、利用者視点からどのようなことが望まれているのか、深く追求していく必要があるかと思えます。」という答弁がありました。

次に「2款1項10目電算業務費のうち、経費の削減及び増加の抑制について伺う。」という質疑に対して、「ここ数年、パソコンの購入については、なるべく入札をすることにより、随意契約で行っていたときと比較しても、かなり抑えられております。平成22年度では、情報系システムの更新があり、一般競争入札で行いましたので、効果があったと思われまます。」という答弁がありました。

次に「2款1項10目電算業務費のうち、外国人住民に係る住民基本台帳システム改修業務の内容について伺う。」という質疑に対して、「システム改修の主な内容は、国籍、在留資格の区分及び内容、在留期間の情報が新たに加わり、外国人向けの住民票が作られることに伴う設定とプログラム改修を行うことになりました。法の施行が、平成24年7月ですので、施行日前に該当する外国人住民に対し、仮住民票の記載事項の通知を役所から行うという作業を行います。また、住基ネットの関係で新しいソフトが入りますので、接続に関するテスト作業も行います。」という答弁がありました。

次に「2款1項11目諸費のうち、地域安全パトロール事業の内容について伺う。」という質疑に対して、「地域安全パトロール事業は、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用し、治安対策として平成22年度から実施しております。今年度は、駅周辺等、治安状況の悪い地域を実施しており、昨年度実績では、141件減少したと聞いておりますが、実際には自転車等乗り物関係が増えております。今月には、駅前交番が開設しますので、次年度については、より効果を上げるために広範囲に活動できる青パトを活用し、監視活動を強化したいと考えております。市役所職員の青パト活動につきましても、約150名の方が資格を持ち、交代で監視活動を強化しております。今年度の実績は、189回、284名が参加して実施しております。また、委託事業のほかにも、地域のボランティア団体等により、強化対策は進めております。」という答弁がありました。

次に「2款2項2目賦課徴収費のうち、市税等収納補助員の活動計画について伺う。」という質疑に対して、「市税等収納補助員は、平成16年7月から2名の方をお願いしています。これまでの実績は、年間約2千件訪問しており、徴収金額は約4千万円です。訪問する方は、分割納付の約束をされていても、ついつい忘れがちな方、体が不自由で納めに行けないと申し出をされた方等を中心に回っています。」という答弁がありました。

次に「2款4項4目市議会議員選挙費について、ポスターやガソリン代の問題は、透明性を求められると思われるが、担当課の考えを伺う。」という質疑に対して、「前回の市議選後、監査請求が出された折、監査委員より明瞭性、透明性を高めなさいというご意見がありましたので、前回の市長選から改正を行いました。燃料費については、給油できる車を1台

に限定し、請求書には納品伝票を必ず添付するようにしました。様式の改正も行い車両番号を必ず明記するようにしました。また、ポスター代についても1枚単価の内訳書を添付するように改正し、明瞭性、透明性が高められるよう改善を図っております。」という答弁がありました。

次に、8款消防費について、「8款1項3目非常備消防費のうち、公務災害補償及び退職報奨金支給事務負担金について伺う。」という質疑に対して、「消防団員の退職補助金や福祉関係の負担金については、現在、実働人員ではなく、定数での負担になっており、八街市でも595名分を支出しております。監査委員からもご指摘があり、市としましても実数による負担を県にお願いし、県においても、国に対し要望をしておりますが、回答が来ておりません。不公平な負担であることから、今後とも、実働人員による負担を要望していきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、次のとおり反対討論がありました。

「政府総務省は、2011年度の地方財政計画について、「地域主権改革に沿った財源の充実を図るため、交付税総額を0.5兆円増額」「一般財源総額の確保」を前面に押し出し、地方に十分な財源保障ができたかのように説明しています。しかし、地方財政計画の実際は社会保障関係費の自然増を中心に地方自治体の行政経費が増大するにも関わらず、それに見合った財源保障がされないというのが最大の特徴です。新年度は、この間の補正予算、地域活性化の各種の交付金、地方交付税が上乘せされ、八街市も予算規模は、前年対比9億2千万円、5.2パーセント増で、一般会計187億4千万円の予算である。しかし、国の地方財政計画は、「給与関係経費」削減、「地方再生対策費」削減、「投資的経費」削減、そして一括交付金化を目指しているわけで、今後、財源規模の縮小の懸念があり、国の動向を注視する必要があります。今、市が進めようとしている大型公共事業は凍結をすべきであります。今求められているのは、暮らしや仕事を行政が応援することが、地域活性化の道であります。市財政への財源の確保にあたっては、市有地の未利用地の有効活用をすべきであります。景気悪化のもとで市税も減少するとして認識しているにも関わらず、市民には徴収強化をさらに強めるとしてありますが、徴収強化による税収向上では限界があり、懇切丁寧な相談に重点を置くべきであります。23年度予算では、予算編成の先頭に立つ、市長の給与はわずか7パーセントの削減、交際費は聖域化され、前年度同様220万円、見直しが全くされないでいます。八街市の財政状況や景気悪化のもとで、市民の暮らしが大変なのを認識しているならば、自らが襟を正すことこそ求められます。総務常任委員会に付託された平成23年度一般会計予算についてに反対するものです。」

次に、次のとおり賛成討論がありました。

「本市の歳入面では、長引く景気低迷の中、市税収入の向上を図るという大変大きな問題を抱えており、また、歳出面でも、社会保障費関連の扶助費が今後も着実に増加することが見込まれ、大変厳しい財政状況は、しばらくの間続くものと考えられます。そのような中、新年度の歳入面では、地方財政計画に基づく地方交付税関係予算について、過大見積もりに

注意した予算計上をしているほか、各種基金からの繰り入れにより、財源不足に対応しています。特に歳出面では、全般にわたる経費の節減合理化や既存の制度・施策の見直しに努めた上で、生み出した財源を重点的・効果的に配分しております。具体的に申し上げますと、まず、一般職及び特別職の人員費の削減、次に、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用した地域安全パトロール事業を実施します。これは、民間の警備業者に業務委託し、組織した地域安全パトロール隊による犯罪防止活動を実施することになっております。また、防犯灯・カーブミラーの設置、修繕についても、厳しい財政状況の中、前年度並みの予算を確保し、引き続き重点的に取り組むこととしております。次に、広報「やちまた」の月2回の発行により、迅速に情報提供されます。次に、市民参加協働事業では、平成22年度よりスタートした八街市総合計画第2次基本計画に盛り込まれている市民と行政の協働を視野に入れた事業計画に取り組んでいくこととしております。次に、第5分団の消防機庫の建て替え及び第11分団の消防自動車の更新、耐震性貯水槽設置など、限られた財源の中でも市民の要求に応えるべく施策が随所に見られます。これらは、北村市長の強力な指導力によるところであり、今後の手腕の発揮を期待して、議案第22号、平成23年度八街市一般会計予算中総務常任委員会付託分につきましては賛成するものです。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第29号は、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてであります。

これは、館山市及び南房総市学校給食組合が平成23年3月31日をもって解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合の組織団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部改正について、地方自治法第286条第1項の規定により、関係地方公共団体と協議するにあたり、同法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

請願第23-1号は、八街市議会議員の定数削減を求める請願についてであります。

これは、議員定数を現行の22人から19人に削減し、時期改選期から実施することを請願するものです。

この請願については、紹介議員である桜田秀雄議員の出席を得ており、請願についての説明及び答弁を求めました。

審査の過程において委員から、「19名でも議会運営に支障がないという根拠を伺う。」という質疑に対して、「先に、傍聴しました会津若松市議会は、基本条例を作り、議員が5班に分かれ、15地区で懇談会や説明会を行い、意見を調整し、議会に反映させているので、当市も19名でも可能ではないかと考え提案しました。」という答弁がありました。

次に、「市民の意思の反映を考えると、22名より19名の方が弱まると思います。19名でも行ってはいけませんが、意見や要望が十分に議会に反映されないと思われます。デメリットの面についてもおっしゃっているが、他にはどのように考えているか伺う。」という質疑に対して、「確かに私がアンケートを行っても、回収率は1割にも満たない状況です。意

識調査は、1千800の調査でも、そのデータは的確に出ると、統計学上言われていますので、1割の回収率でも市民の声を反映できると考えています。」という答弁がありました。

次に「地方議会の基本的機能は、住民の要求・要望をいろいろな角度から聞く役割、立法機能があるということ、執行機関に対する批判や監督する機能を持つとされています。監督や監査の立場からすると19名では少ないと思うが、どのような意見をお持ちか。」という質疑に対して、「本日の東京新聞の朝刊に、今回の統一地方選挙に臨む各自治体の定数の関係が掲載されております。館山市では、2003年に25名であったものを11年の2月改正により18名に削減されております。事務局長のコメントとして、人数が減ることによる弊害も考えられるが、減ることにより、議員の質が高まるのではないかと期待もしているとありました。地方自治は、二元代表制のもとで行われており、この原点に戻ることにより、議会の開示能力の低下等については克服できると考えます。議会基本条例を作成することで、議会改革が進めば、対応できると考えております。」という答弁がありました。

次に「請願趣旨の冒頭に、「市議会議員の欠員を是正するために補欠選挙が執行されたにも関わらず、新たに3人の欠員を生じる結果となりました。」とあるが、この結果の理由は何だと思っていますか。」という質疑に対して、「市長は、一般質問の中で職務をまっとうしただけですという答弁をなさいました。東国原さんは、選挙を戦うには市民の皆さんに政策を判断していただくために、1カ月以上の周知期間が必要であると話されております。市長選でも同じであると思います。本来は、告示日までは選挙運動をしてはいけないが、マスコミに出馬表明をしたならば、議員を辞めて市民の皆さんに自分の政策を訴えるのが、現職議員の務めではないかと思えます。3名の議員の方にお話を伺ったところ、市の財政に協力したという気持ちが強いように思われました。」という答弁がありました。

次に「請願趣旨の中で、「単に経費節減の立場からのみ求めるものではありません。」とありますが、それ以外の理由については何か伺う。」という質疑に対して、「先ほど請願の要旨で説明いたしました。1つ目に12月議会や3月議会においても、議会運営には何ら支障がないと思われること。2つ目に、現在は、道路や交通手段、通信手段等が格段に進歩していて、市民のニーズを即座に収集することが可能になったこと。3つ目に議会基本条例の制定など、議員・議会が変わることで、市民のニーズに応えられること。4つ目に最小の経費で最大の効果を上げ、規模の適正化を図るといふ地方自治の基本倫理に基づき行動することが求められていること。以上の4点です。」という答弁がありました。

次に「請願要旨の中で、「定数削減によって住民の意思が反映しにくくなると危惧する声がありますが。」とありますが、その声は具体的にそのような声か。」という質疑に対して「今、多くの議会で定数削減が議論されています。こうした状況は逐次インターネットなどで流されており、インターネット上の主な議論を聞いていると、ほぼ、その点が議論の中心になっていることからです。」という答弁がありました。

次に、「今回の市議会議員の補欠選挙では、22名必要だと訴えておきながら、結果的に19名になったら、今度は請願で定員を19名に削減と求めています。後付けで議論されて

いるような違和感があると思われかもしれませんがいかがか。」という質疑に対して、「そのような認識はございません。選挙の時点では、定員22名が必要であろうと思っていましたが、3名の皆さんが辞職せずに立候補されたことにより、3名減となりました。立候補者も応援をされた議員の皆さんも、それにより、定数が減ることは十分に予測されていたと思われしますので、定数削減の要因の1つとして加えさせていただきました。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のとおりありました。

「議員の役割は、地方議会において基本的機能として、それぞれ地域の住民の意思を代表する機能、自治立法権に基づく立法機能、執行機関に対する批判監視機能を持つとしています。議会を構成するのが議員ですが、地方自治法は、人口規模に応じて議員の定数を求めており、人口5万人以上10万人未満の市は30人となっています。八街市はこれまで26人、24人、22人と削減に削減を続けてきました。提案理由で、これまで3人の減で何も支障がなかったとしていますが、議会の審議がおざなりになる危険もあります。市民要求実現のためには必要定数であると思います。定数削減は、地方政治における民主主義の基本問題であり、定数削減に反対すると同時に、請願に反対するものです。」

次に、反対討論が次のようがありました。

「八街市議会では、平成11年の市議会議員選挙において、26名を24名として実施し、平成19年の選挙において、24名を22名として実施されております。このことは、法定議員数30人の中でも、議会自ら定数削減を実施しており、そのような経過からして、八街市では議員の定数については、常に検討がされて、適正数となっているものと考えております。現在、議会改革検討協議会も設置されており、行財政改革の観点からも、積極的に検討することとしております。あわせて、議会のあり方として、反問権、一問一答方式、対面方式等についても検討することになっており、このことの請願に対しては、現在、独自に積極的な取り組みが行われておることから、このたびの請願の趣旨については理解できますが、議員定数を19人にするという点については、なお慎重に検討すべきと考えられますので、この請願には、反対するものです。」

採決の結果、賛成なしのもと、不採択と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします、委員長報告を終わります。

○議長（古川宏史君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午前11時33分)

(再開 午前11時43分)

○議長（古川宏史君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、川上雄次文教福祉常任委員長。

○川上雄次君

それでは、私からは、文教福祉常任委員会に付託されました、案件17件につきまして、去る3月7日、8日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。審査内容について要約してご報告申し上げます。

議案第7号は、八街市公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてです。

この条例の一部改正につきましては、やむを得ない事情で、特に相当の理由があると認められる場合には、使用料の全部または一部を還付することができるようにするものです。

審査の過程において、委員から、まず、「相当の理由とあるが、どういう理由なのか伺う。」という質疑に対して、「利用者または、その関係者の感染症、疾病、家族の介護、冠婚葬祭等に該当する場合を考えております。」という答弁がありました。

次に「教育長が特に認める場合とあるが、内容について伺う。」という質疑に対して、「自然災害等が発生した場合を考えております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第8号は、八街市障害者施策推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、市議会議長から「執行機関の附属機関（審議会等）への見直し方針」により、市議会議員を当協議会委員に委嘱する者から除くためのものです。

審査の過程において、委員から「市議会議員が不参加した場合、市民の参画を予定しているのか伺う。」という質疑に対して、「障害者関係団体からの参画を予定しております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第9号は、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、出産育児一時金の額38万円を平成23年3月31日まで、42万円としている規程を国において恒久的に支給額を42万円とすることが決定されたことに伴い、改めようとするものです。

審査の過程において、委員から、まず、「他市の現状と本市の負担について伺う。」という質疑に対して、「県内すべての自治体が42万円で統一しております。本市の負担は、3分の2が一般会計からの繰り入れとなっております。」という答弁がありました。

次に「42万円で足りるのか伺う。」という質疑に対して「千葉県平均で47万9千円、本市の平均が44万2千863円であります。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第10号は、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、基礎課税額の課税限度額を47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額

の課税限度額を12万円から13万円に、保険税減額世帯における課税限度額も同様に、47万円から50万円に、12万円から13万円に改正しようとするものです。

審査の過程において、委員から「課税限度額引き上げによって、約1千370万円の増収になるが、基礎課税総額の何パーセントになるのか伺う。」という質疑に対して、「概ね0.5パーセントになると思います。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「条例の改正では、国保税の基礎課税額の上限を47万円から50万円に、後期高齢者支援金等課税額の上限を12万円から13万円に課税限度額の引き上げは認められません。歳入不足を補うものとしておりますが、国保税は上限を含め、既に高過ぎる状態であり、本来、国が負担する国庫負担額を元に戻すことや、国保総収入に占める国庫支出金の割合を戻すことが求められています。国保財政は自治体・国保加入者だけの努力では解決できない状況に追い込まれ、国が削減した分を戻さないまま、国保加入者の限度額引き上げに負担を背負わせることに反対するものであります。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第11号は、八街市医設置条例を廃止する条例の制定についてです。

これは、時代の経過とともに、公衆衛生や健康に関する市民意識は向上し、市医を設置する必要性が薄れていることから廃止するものです。

審査の過程において、委員から、まず、「廃止するまでの経緯について伺う。」という質疑に対して、「医療機関が充実し、関係医療機関のご協力により、専門職的な方がいなくても各種事業が実施できるようになっております。」という答弁がありました。

次に、「市医が廃止された時の医療機関のネットワークをどう築き上げるのか伺う。」という質疑に対して、「問題等が生じた場合は、本市の医師会長と相談し、対応したいと考えております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第12号は、八街市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、予防接種法に基づかず、任意で行う予防接種であることから、委員会の職務に市長が任意に行った予防接種についても、調査の対象とするものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第14号、平成22年度八街市一般会補正予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳出2款総務費の内3項1目、3款民生費、4款衛生費の内1項3目から4目、9款教育費、第2表繰越明許費補正の内3款民生費、9款教育費についてです。

審査の過程において、委員から、まず、歳出3款民生費1項1目総合保健福祉センター費のうち、総合保健福祉センター管理費について、「庁舎維持管理工事の内容について伺う。」という質疑に対して、「今回の工事は安定器の交換です。」という答弁がありました。

次に、3款2項2目児童措置費のうち、子ども手当支給費について、「子ども手当支給費の減額は、もっと早い時期での対応はできなかったのか伺う。」という質疑に対して、「最終の支払いが2月となっておりますので、今回の計上となりました。」という答弁がありました。

次に、歳出4款衛生費1項2目予防費のうち、各種予防費について、「13節予防接種委託料の減額理由について伺う。」という質疑に対して、「日本脳炎1期接種のワクチン不足のため、勧奨を控えるように国から指示がありました。」という答弁がありました。

次に、4款1項2目健康増進費のうち、健康増進事業費について、「11節需用費中印刷製本費200万円、13節健康診査委託料300万円の減額理由について伺う。」という質疑に対して、「女性特有のがんの無料クーポン券を発行する際の仕様の見直し、また指名競争入札による契約で残額が発生しました。委託料では子宮頸がん接種数が当初の見込み数より減となったことであります。」という答弁がありました。

次に、歳出9款教育費、2項2目教育振興費のうち、準要保護就学奨励費について、「平成22年度の小学校及び中学校の受給件数について伺う。」という質疑に対して、「小学校準要保護受給件数が290名、中学校準要保護受給件数が159名です。」という答弁がありました。

次に、「支給対象を明確にした規則、要綱を作成する考えについて伺う。」という質疑に対して、「国の認定基準に基づいて内規で対応しております。要綱については順次検討してまいります。」という答弁がありました。

次に、9款4項1目幼稚園費のうち、私立幼稚園運営費補助事業費について、「平成21年度の私立幼稚園の園児数について伺う。」という質疑に対して、「園児数は442名です。」という答弁がありました。

次に、「市立3園の平成21年度、22年度の園児数について伺う。」という質疑に対して、「5月1日現在で、平成21年度が384名、22年度が348名です。」という答弁がありました。

次に、9款5項2目公民館費のうち、中央公民館整備事業費について、「15節工事請負費の中央公民館施設等改修工事請負の内容について伺う。」という質疑に対して、「工事内容は、非常灯61台、誘導灯24台の交換工事です。耐用年数は30年を経過しており、既存のバッテリー及び安定器の寿命も過ぎておりますので、早急に工事を実施したいと考えております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第15号は、平成22年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から、まず、歳入「1款1項1目一般被保険者国民健康保険税の減額について伺う。」という質疑に対して、「平成21年11月時のデータをもとに予算計上しており、調定額を試算するための所得額と、本年12月時点の調定額を算出する元の所得額の差が約18億900万円の所得額での減額があります。算出する各項目ごとに比べ

ますと、試算をした時点よりベースが落ちておりますので、当初見込んだ額が確保できない理由であります。」という答弁がありました。

次に、「9款1項1目一般被保険者延滞金について伺う。」という質疑に対して、「基準に基づきまして、延滞金を算出してしておりますが、納税交渉をする中で、分割納付の誓約された段階で延滞金の計算をして納付していただいております。ただし、相談されなかった方や納税交渉ができない方には、課税後以降の期間で延滞金が発生しますので、高額になっております。本税に対しての延滞金でありますので、納付の方法について相談しております。」という答弁がありました。

次に、歳出「8款1項1目特定健康診査等事業費の受診者数が、0.47パーセント増だが、目標は何パーセント見込んでいたのか伺う。」という質疑に対して「実施計画に基づく受診率は、平成22年度の目標値を50パーセントで設定しており、本年度の受診率実績は29.5パーセントであります。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第16号は、平成22年度八街市老人保健特別会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

次に、議案第17号は、平成22年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から、まず、「歳入1款1項2目前年度滞納繰越金については、短期保険者証を交付している理由について伺う。」という質疑に対して「平成23年1月末の短期保険者証の交付数は23名です。納付の約束や全額納付された方もおりますので、状況を把握しながら、実施したいと考えております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第18号は、平成21年度八街市介護保険特別会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第19号は、平成22年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から、「歳入4款1項1目給食費の小中学生で、どのくらい減になっているか伺う。」という質疑に対して「小学生で22名、中学生で91名の合計113名の減となっております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

○議長（古川宏史君）

報告中ではありますが、ここで昼食のため、しばらく休憩をいたします。

午後は、1時10分から再開いたします。

(休憩 午前11時59分)

(再開 午後 1時10分)

○議長（古川宏史君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

川上雄次文教福祉常任委員長の報告をお願いいたします。

○川上雄次君

それでは、引き続き行います。

次に、議案第22号、平成23年度八街市一般会計予算のうち、当委員会に付託されたのは、第1表歳入歳出予算の内、歳出2紋総務費の内3項1目、3款民生費、4款衛生費の内1項1目から4目、9款教育費についてです。

審査の過程において、委員から、まず、歳出2款3項1目住民基本台帳費のうち、戸籍住民基本台帳及び外国人登録事務費について、「外国人は何名いるのか伺う。」という質疑に対して、「2月1日現在で、1千554名おります。」という答弁がありました。

次に、「南部連絡所が山田台郵便局に移転されてからの利用状況を伺う。」という質疑に対して、「南部連絡所では、代理でも可能であったのが、山田台郵便局に移転されてからは、本人が行かないと交付できないので、利用は減少しております。」という答弁がありました。

次に、歳出3款1項1目社会福祉総務費のうち、民生委員関係費について、「民生委員の役割・立場をどのように伝えているのか伺う。」という質疑に対して、「身分としましては、非常勤特別職の地方公務員でありまして、職務は住民の生活状態の把握、援助を必要とする者への相談・助言・社会福祉事業施設との密接な連携等であります。民生委員の役割としましては、社会奉仕の精神を持って、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行う等の説明をしております。」という答弁がありました。

次に、「昨年、一斉改選に伴う委嘱替えを行ったと思うが、再任、新任の人数を伺う。」という質疑に対して、「再任が68名、新任が23名の計91名であります。」という答弁がありました。

次に、「民生委員の相談件数が多くて対応できないとの話を聞くが、その対応策はあるのか伺う。」という質疑に対して、「昨年の12月1日から民生委員の業務に携わっておりますが、新任の委員は新任研修も実施しております。」という答弁がありました。

次に、戦没者追悼式関係費について、「追悼式の趣旨と動向について伺う。」という質疑に対して、「戦没者追悼式の趣旨は、本市における戦没者の慰霊祭を行い、追悼の誠を捧げるというもので、参加状況は、平成19年度では招待者約120名、遺族数約400名、平成21年度では招待者約68名、遺族数約400名で、平成23年度の予定ですが、招待者68名、遺族数400名前後と考えております。」という答弁がありました。

次に、社会を明るくする運動運営費について、「この運動の目的は何か伺う。」という質疑に対して、「すべての国民が犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動であります。」という答弁がありました。

次に、市社会福祉協議会活動促進費について、「19節活動補助金が増額となっているが、

その理由を伺う。」という質疑に対して、「前年度と比較して、約351万円増額になっておりますが、これは福祉課と業務委託契約を提携していた福祉作業所受託事業が22年度で廃止になり、その分の事業支弁人件費約347万円が減額となるので、厚生課からの補助金を増額するものです。」という答弁がありました。

次に、福祉団体活動費について、「4団体へ補助金を交付しているが、各団体の活動内容について伺う。」という質疑に対して、「活動内容ですが、保護司会は保護観察の事務、八街少年院の行事参加等。更生保護女性会は、社会を明るくする運動等への参加。BBS会も社会を明るくする運動等への参加。遺族会は遺族間の親睦、遺族として靖国神社等へ参拝し、英霊の顕彰を図る。」という答弁がありました。

次に、3款1項3目障害者福祉費のうち、幼児ことばの相談室運営費について、「平成22年度、相談件数と前年度の状況を伺う。」という質疑に対して、「平成22年度は件数が出ておりませんが、前年度194名で、延べ人数は1千322名です。」という答弁がありました。

次に、障害者自立支援給付事業費のうち、20節扶助費について、「補装具給付費が前年度より増額しているが、その理由について伺う。」という質疑に対して、「申し込み人数を多く見込んで額を計上しております。」という答弁がありました。

次に、地域生活支援事業費のうち、20節扶助費について、「デイサービス支援費が前年度と比較して減額になっているが、その理由を伺う。」という質疑に対して、「機能訓練や食事、入浴を提供する事業で、県の指定を受けて、一部、県の助成事業になったので減額となりました。」という答弁がありました。

次に「コミュニケーション支援事業費、寝たきり身体障害者入浴サービス費、相談支援事業費は、前年度は委託料で計上されていたが、23年度は扶助費として計上した理由について伺う。」という質疑に対して、「個人が利用しているので、扶助費で計上しました。」という答弁がありました。

次に、重度心身障害者（児）医療費について、「該当者は何名いるのか伺う。」という質疑に対して、「身体障がい者が1千68名、うち障がい児については56名、知的障がい者は192名、うち障がい児が47名で、合併症については2名の合計1千262名です。」という答弁がありました。

次に、難病療養者支援事業費について、「該当者は何名いるのか伺う。」という質疑に対して、「特定疾病者が289名、小児疾病者は47名の合計336名です。」という答弁がありました。

次に、障害者交通費助成費について、「増額になっている理由について伺う。」という質疑に対して、「主に、19節負担金及び交付金で障害者通所施設送迎事務補助金でありまして、対象施設の増、利用者の増が要因であります。」という答弁がありました。

次に、障害者基本計画策定事業費について、「13節委託料の障害者福祉計画策定業務の委託内容について伺う。」という質疑に対して、「アンケート調査業務、基礎データ収集及

び分析に伴う計画書（案）の作成支援、管理等の運営支援、成果品等の印刷製本であります。」という答弁がありました。

次に、3款1項4目障害者福祉施設費のうち、障害者就労支援事業所管理費について、「福祉作業所の現状はどうか伺う。」という質疑に対して、「現在、3名が通所しておりますが、4月から新たな通所場所が決定しております。」という答弁がありました。

次に、3款1項5目老人福祉費のうち、緊急通報装置設置管理事業費について。

次に「ひとり暮らし世帯、高齢者世帯の実数について伺う。」という質疑に対して、「福祉票により把握している世帯は、2月末日で、ひとり暮らし世帯は587世帯、高齢者世帯は196世帯です。」という答弁がありました。

次に、「緊急通報装置は、どのようなシステムか伺う。」という質疑に対して、「ひとり暮らし、高齢者世帯に器具を設置し、電話回線を通じて、ボタン1つで緊急センターに通報され、看護師及び相談員がいるところに連絡ができるシステムとなっております。」という答弁がありました。

次に、敬老事業費について、「敬老会に出席したいが、出席できない方々への配慮について伺う。」という質疑に対して、「自宅までの送迎をしている地区もあると聞いておりますが、市としては車両の手配や人員の確保が困難なことから難しいと考えます。」という答弁がありました。

次に、3款1項7目介護保険費のうち、介護保険特別会計操出金について、「平成22年度の徴収率について伺う。」という質疑に対して、「現年度分の収納率は95パーセントは確保できると思います。」という答弁がありました。

次に、3款1項8目国民健康保険費のうち、国民健康保険特別会計操出金について、「収納率全国ワースト1、2年連続赤字転落の取り組みについて伺う。」という質疑に対して、「平成23年度から、国においてジェネリック医療品の供給に係る有効性と普及の指導がありますので、予防医療を含めまして、医療費の抑制と収納率の増を見込み、健全なる国保財政を築くことを職員一丸となって向かっていきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、3款2項1目児童福祉総務費のうち、児童福祉総務費について、「子育て支援・DV防止ネットワークは、どのようなネットワークなのか伺う。」という質疑に対して、「ネットワーク委員会があり、この委員会に諮ったケースは1件もありませんでしたが、DVについては、本人からの申し出により聞き取りを行い、女性サポートセンターと連携を取りながら対応している状況であります。」という答弁がありました。

次に、3款2項3目母子福祉費のうち、母子援護策費について、「増額になってる理由について伺う。」という質疑に対して、「13節委託料母子生活支援施設入所委託料が増額になっておりますが、これはDVの母子家庭が1家庭おりまして、母子生活支援施設に委託しており、その委託に係る経費が主な原因と思われます。」という答弁がありました。

次に、「20節扶助費のひとり親家庭等医療費について伺う。」という質疑に対して、

「母子・父子家庭で認定された家庭につきましては、医療費の助成制度があり、1カ月に1医療機関について自己負担が1千円を超える部分の医療費については助成を行うものです。」という答弁がありました。

次に、3款2項4目児童福祉施設費のうち、児童クラブ管理運営費について、「指導員は全部で何名いるのか伺う。」という質疑に対して、「合計で32名でございます。」という答弁がありました。

次に、「定員オーバーとなる児童クラブがあるが、新年度はどのような状況であるのか伺う。」という質疑に対して、「新年度は、定員を超える入所対応をも踏まえ、できるだけ待機児童を少なくするようにしたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「時間延長について伺う。」という質疑に対して、「平成23年度以降、待機児童を減らすための検討を行いますので、その中で時間延長を含めて、今後検討したいと考えております。」という答弁がありました。

次に、3款2項5目保育園費のうち、「保育園の入園状況について伺う。」という質疑に対して、「新年度の待機児童は13名です。」という答弁がありました。

次に、保育所運営委託事業費について、「私立風の村保育園の園児数について伺う。」という質疑に対して、「3月1日現在で、定員60名のところ64名です。」という答弁がありました。

次に、3款2項6目マザーズホーム費のうち、つくし園管理運営費について「18節備品購入費の前年度と比較して、減額となった理由を伺う。」という質疑に対して、「本年度はコピー機を購入したために増額になったものです。」という答弁がありました。

次に、3款3項2目扶助費のうち、生活保護費について、「申請受付に対して、市の対応を伺う。」という質疑に対して、「相談に来た場合に、職員が内容を聞き、生活保護以外の他の法で解決できる場合もあります。解決できない場合には、相談者に申請の意思を確認して申請書に記入をお願いしております。」という答弁がありました。

次に、「生活保護受給者が病院を受診する際に、医療券を発券しているが、医療証の発行を検討できないか伺う。」という質疑に対して、「緊急で病院を受診する連絡がある場合には後日病院に医療券を送付して対応しております。」という答弁がありました。

次に、「申請書が煩雑なので、簡素化できないのか伺う。」という質疑に対して、「窓口相談に見えた場合には、職員が相談に応じて、最低必要な書類を説明しております。簡素化すると事前に確認ができない状況が発生し、不適切な事務処理が発生するので最低限の事務処理は行いたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、歳出4款1項1目保健衛生総務費のうち、保健衛生総務費について、まず、「19節負担金補助交付金の印旛市郡小児初期急病診療所負担金、成田市急病診療所負担金の本年度の利用状況を伺う。」という質疑に対して、「21年度での印旛市郡小児初期急病診療所の受診者数は1千740名程度、成田市急病診療所では190名程度受診しております。」という答弁がありました。

次に、献血推進費について、「献血者の実績について伺う。」という質疑に対して、「1月末日で、400ミリリットルの献血が328名、200ミリリットルの献血が260名の合計588名の方に協力をいただきました。」という答弁がありました。

次に、4款1項2目予防費のうち、各種予防費について「1節報酬費の予防接種医が前年度と比較して減額になっているがその理由について伺う。」という質疑に対して、「小学生の2種混合予防接種を集団接種としておりましたのが、平成23年度から個別接種に変更し、委託料に計上したことが減額の主な要因です。」という答弁がありました。

次に、「13節委託料の予防接種委託料の助成方法をどうするのか伺う。」という質疑に対して、「市内医療機関と委託契約を締結し、受診した医療機関に支払いを行います。」という答弁がありました。

次に、4款1項3目母子保健費のうち、母子保健指導事業費について、「8節報償費の心理相談員謝礼が増額されているが、その理由について伺う。」という質疑に対して、「健診等を行う中で、心理相談希望者が増えており、相談回数を増やしております。」という答弁がありました。

次に、妊婦・乳児健康診査事業費について、「本市では妊婦健康診査を14回実施するが、市単独で行うのか伺う。」という質疑に対して、「一部、補助事業として継続する予定です。」という答弁がありました。

次に、1歳6カ月健康診査事業費について、「父親に対して参加を促す方策について伺う。」という質疑に対して、「両親学級等の事業も実施しております。」という答弁がありました。

次に、4款1項4目健康増進費のうち、健康増進事業費について、「この予算で予防医療の取り組みができるのか伺う。」という質疑に対して、「限られた予算で検診等の充実を図りながら、医療費削減に努めたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、健康増進事業費のうち、「8節報償費の健康教育講師謝礼が減額されているが、その理由について伺う。」という質疑に対して、「講師の依頼回数を減らしたことが減額の主な要因です。」という答弁がありました。

次に、歳出9款1項3目教育指導費のうち、教育指導諸費について、「7節賃金特別支援教育支援員は何名で対応するのか伺う。」という質疑に対して、「11名で対応いたします。」という答弁がありました。

次に、外国語指導助手事業費について、「13節外国語指導助手業務の直接雇用の対応が必要と思うが、今後検討するのか伺う。」という質疑に対して、「直接雇用のデメリットを考えますと、委託契約で実施したいと考えております。今年度の業者を選定するにあたり、プロポーザル方式を導入し、労働基準局等に確認をとりながら、レスンプランをもとに来年度も委託契約で進めたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、教育支援センター管理運営費について、「1節報酬の学校教育相談員の訪問回数について伺う。」という質疑に対して、「平成21年度の家庭訪問回数は330回、22年度

は2学期末現在で259回を実施しております。」という答弁がありました。

次に、育て八街っ子推進事業費について、「7節賃金の学力向上推進員は8名と伺っているが、どのような方が活動しているのか伺う。」という質疑に対して、「教員免許所持者となっております。」という答弁がありました。

次に、9款2項1目学校管理費のうち、小学校管理諸費について、「7節賃金の臨時職員の委託と直接雇用に関し、経費の差額について伺う。」という質疑に対して、「20万円程度の削減が図れたと考えております。」という答弁がありました。

次に、「11節需用費中、光熱水費が前年度と比較して減額されているが、その理由について伺う。」という質疑に対して、「前年・前々年度の実績などを踏まえながら計上しておりますが、効率的な照明器具の設置、漏水点検や修繕等で経費節減されたものと考えております。」という答弁がありました。

次に、「13節特殊建築物定期調査業務についての内容を伺う。」という質疑に対して「建築基準法に基づいて、建築物管理者は定期的に建物等の状況を点検し、建築主事に報告する義務があります。」という答弁がありました。

次に、小学校施設整備事業費について、「猛暑が続く、全教室にエアコンを設置した場合の概算把握をしているのか伺う。」という質疑に対して、「1教室約200万円程度かかると試算しております。総額で、約3億円程度が必要と考えております。」という答弁がありました。

次に、9款2項2目教育振興費のうち、小学校教育振興費について、「18節備品購入費の教師用図書の内容について伺う。」という質疑に対して、「学校から依頼のありました図書を購入しております。」という答弁がありました。

次に、児童用図書について、「文部科学省の学校図書整備5カ年計画の最終年度にあたり基準に達成するのか伺う。」という質疑に対して、「教育寄附の予算から支出もしましたが、小学校につきましては、100パーセントに近づいております。学校によっては、100パーセントを超える学校もあります。」という答弁がありました。

次に、9款3項2目教育振興費のうち、中学校教育振興費について、「19節負担金補助及び交付金の大会派遣事業補助金は、どのような大会に補助されるのか伺う。」という質疑に対して、「中学校における県大会以上に出場する補助金です。」という答弁がありました。

次に、9款5項1目生涯学習振興費について、「13節委託料、家庭教育支援用チラシ作成業務の内容について伺う。」という質疑に対して、「家庭教育をより推進するため、各種事業を開催していましたが、参加できない方のために啓発用のチラシを幼稚園・小中学校の保護者の方に配布する予定であります。なお、原版を委託しますが、印刷は職員で実施する予定であります。」という答弁がありました。

次に、文化振興費について、「19節負担金補助及び交付金について、本年度は八街ユネスコ協会に補助金を交付していたが、23年度は交付されないのか伺う。」という質疑に対して、「本年度は県大会を実施しましたので、補助金を交付しております。」という答弁が

ありました。

次に、青少年健全育成費について、「8節報償費の青少年相談員の予算について伺う。」という質疑に対して、「青少年相談員連絡協議会の補助金が40万円、報償として1人8千500円掛ける41名分、3年に一度の委嘱替えにおいては、活動着の予算を計上しております。」という答弁がありました。

次に、こども110番支援事業費について、「協力世帯者と相互の情報交換が必要と思うのがいかか。」という質疑に対して、「看板の破損等で順次交換を行っておりますし、被害が発生したときの対応マニュアルを配付しております。情報交換につきましては、こども110番推進委員会を通じて検討していきます。」という答弁がありました。

次に、社会教育施設管理運営費について、「13節委託料のたけのこの里管理業務の委託先を伺う。」という質疑に対して、「シルバー人材センターに委託しております。」という答弁がありました。

次に、9款5項2目公民館費及び3目図書館費について、「13節委託料の清掃業務は、統一して発注したにも関わらず、請負金額が増額しているが、目的は何か伺う。」という質疑に対して、「単独委託と合同委託の見積書を徴収し、比較したところ、合同委託の方が安価でありました。増額の主な要因は、年間2回の池清掃と人件費の増額が考えられます。」という答弁がありました。

次に、9款5項6目市史編さん費のうち、「11節需用費中、印刷製本費の内容について伺う。」という質疑に対して、「榎戸地先で実施しております、かわらめき古墳の発掘調査等の成果を盛り込んで、市内の考古資料について、イラストや写真を掲載し、多くの市民に周知するような計画であります。」という答弁がありました。

次に、歳出9款6項1目保健体育総務費のうち、学校開放推進費について、「13節委託料の学校開放事業管理業務について、昨年度より増額になっているが、その理由について伺う。」という質疑に対して、「平成22年度と同様の内容であります。業者より見積書は徴収しております。」という答弁がありました。

次に、9款6項3目体育施設費のうち、体育施設維持管理費について、「14節使用料及び賃借料のゲートボール場土地賃借料のゲートボール場は活用されているのか伺う。」という質疑に対して、「活用されているところと、一部、ゲートボールを行う方々が少なくなり、少人数で活用されているところがあります。」という答弁がありました。

次に、「活用されていないゲートボール場を子どもの遊び場として利用できないか伺う。」という質疑に対して、「土地地権者及び地区とも話し合いながら、どのような活用方法があるか検討したいと考えております。」という答弁がありました。

次に、9款6項4目スポーツプラザ費のうち、スポーツプラザ管理運営費について、「13節委託料のトレーニング器具保守点検業務の専門的な指導員の配置を予定しているのか伺う。」という質疑に対して、「昨年度よりトレーニング室を利用して、フィットネス教室を実施し、トレーナーを配置いたしました。また、本年度は、現在3週間にわたり9日間を無

+

料開放しまして、トレーナーを配置して利用を促進しております。」という答弁がありました。

次に、「今年度の利用状況について伺う。」という質疑に対して、「1月末日現在で、636名の方が利用しております。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のとおりありました。

「新年度予算は、近隣に先駆け、子どもの医療費無料化を中学3年生まで拡大、子宮頸がんワクチンの助成等をして歓迎されております。一方、赤字転落し、収納率ワースト1の国保会計、収納率県下ワースト1の介護保険、この要因は、本来国が守らなければならない社会保障制度を国自ら突き崩し、国の言いなりでは市民の暮らしと命は守れません。生活保護費については、前年度比33パーセント増となり、従来補正で対応したものを先付けしたものであり、前年度より8千万円増にとどまっております。教育費では、7人に1人は就学困難と文部科学省も認めておりますが、市の実態は就学援助制度の縮小です。2点目に学校図書整備です。平成23年度は、文部科学省の進める図書整備5カ年計画の最終年度となりますが、図書基準に達成する予算とはなっておりません。3点目に外国語英語指導助手の委託です。教師が直接、英語指導助手に指示、授業の内容を相談し合えず、子どもの様子・状況に合った生きる授業・わかる授業をすべきです。4点目に中央公民館・図書館の清掃業務委託です。2つの施設を社会教育施設として契約していますが、前年度比100万円も高くなっております。こうした常態化した状況に何ら疑問が持たれないことへの厳しい反対も求めるものです。」

次に、賛成討論が次のとおりありました。

「本市の財政状況は、一昨年の政権交代後も苦しい状態は変わらず、むしろ原油価格の高騰、雇用の低迷、金融危機の広がりが見られる中、国からの地方交付税率が地方自治に委譲し、大きな負担をかけています。そのような中でも一般会計5.2パーセント、特別会計9.0パーセントの伸び率です。具体的には、子育てを支援する観点から、児童医療費助成事業の対象を中学3年生まで拡大、妊婦健康診査についても、公費負担回数を14回維持していただきました。市民の健康増進を図っていただく努力が見られます。また、北村市長の方針に基づいた朝陽小学校屋内運動場耐力度調査費が計上され、平成26年度の改築に向けた取り組みが具体化されています。その他、限られた財源の中でも、市民のニーズに応えるべく各種施策が多く見られます。これは、北村市長の強力な指導力のもと、議案第22号、平成23年度八街市一般会計予算中、文教福祉常任委員会付託分につきまして賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

次に、議案第23号は、平成23年度八街市国民健康保険特別会計予算についてです。

審査の過程において、委員から、まず、歳入では、「前年度で減収しているのに、新年度で増収が見込めるのか伺う。」という質疑に対して、「新年度予算の積算につきましては、10月時点での状況、最終的に1月の収納率の状況から現年課税予定収納率が確保できる。

また、過年度分も2ポイント近くの上昇が見られております。収納率を目標数値の80パーセント、過年度分につきましては15パーセントを見込み、計上いたしました。」という答弁がありました。

次に、「本市の負担率が高いと思うが、見解について伺う。」という質疑に対して、「国保会計を運営していく中で、平成16年度に改正したことで、差が出てきております。県内でも19、20番目の位置におりますので、被保険者の方々に意思を正しく伝え、ご協力いただくこととあわせて、納税相談等も地道に行いながら、国保制度のあるべき姿を伝えていきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「予防医療の取り組みについて伺う。」という質疑に対して、「国保運営の中で保健事業がありますが、健康管理課等とタイアップをしながら、対策を講じていきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「市の国保財政は、収納率全国ワースト1のままであり、医療費の増加により、21年度に続き、22年度も赤字への転落が見込まれる事態を招いています。本市の国保税は決して軽いものでもなく、「払いたくても払えない」の実態があり、こうしたもとの、徴収強化では解決しません。地方自治体の仕事は福祉の増進にあり、住民の命と健康を守ることです。国の国庫負担を元に戻すことを強く要望し、一般会計からの繰り入れで、払える国保税とすべきです。以上のことから反対するものです。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「国民健康保険は地域保険として、ほかの保険制度に加入していないすべての住民を対象としており、国民皆保険を実質的に保障する役割を担っていると言えます。長期不況による低所得者の増により、財政基盤が圧迫されるなど、この厳しい状況の中で、歳入約80億7千万円、前年度比8.5パーセントの増となっておりますが、市税等徴収対策本部の成果を反映し、徴収率については、前年度より上向きでの計上であります。国保事業の安定化及び健全化のため、医療費適正化による歳出の抑制を図るとともに、保険税収納率の向上による歳入の確保に努めていただくことを要望して、議案第23号、平成23年度八街市国民健康保険特別会計予算に賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

次に、議案第24号は、平成23年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてです。

審査の過程において、委員から、まず、歳入では、「平成23年度に後期高齢者に加入する人数と22年度と比較して、どのくらい増えるのか伺う。」という質疑に対して、「平成22年度10月末日で、保険者数が5千761名で、率にして2.85パーセント増加しております。」という答弁がありました。

次に、「短期保険証の発行の状況について伺う。」という質疑に対して、「23名に交付しております。」という答弁がありました。

次に、「後期高齢者医療制度にかわる新制度の取り組みについて伺う。」という質疑に対

して、「広域化等を含めた連携会議を開催しております。3月に会議があると聞いておりますので、その中で協議が進められるものと考えております。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「後期高齢者医療制度は、制度開始以来、一貫して世論の強い反対にさらされています。日本共産党が昨年実施した市民アンケートにも、31.3パーセントの方が、この制度の廃止を求めています。年齢で医療差別実施する制度を導入しているのは日本だけです。以上の理由から反対するものです。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「後期高齢者医療制度は、75歳以上のすべての方々が、これからも安心して医療を受けることができるよう、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、若い世代を含めたすべての世代で支え合う医療制度として、平成20年度に創設されました。75歳に到達すると、それまで加入していた保険制度から分離した保険制度に加入させるといった、年齢により区別をしている等の問題点が生じていることから、本制度は既に制度廃止の方針が出され、現役世代も含めた新たな医療制度が、高齢者医療制度改革会議において検討されています。新制度が施行されることにより、後期高齢者医療特別会計についても、廃止になると思われませんが、新制度の動向についても、十分留意いただき、平成23年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について、十分に協議され、適切であると判断し、賛成するものであります。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第25号は、平成23年度八街市介護保険特別会計予算についてです。

審査の過程において、委員から、まず、歳入1款1項1目第1号保険者保険料のうち、「滞納繰越分の滞納額について伺う。」という質疑に対して、「滞納額は3千万円近くになっております。その1割程度の300万円を収納見込額として計上しております。」という答弁がありました。

次に、「第5期では、どのような介護保険料にするのか伺う。」という質疑に対して、「策定作業を平成23年度に実施しますが、3カ年で必要となるサービス量を見込み、あわせて特別養護老人ホームの施設サービスの増加等を考慮しながら、保険料の算定をしてみたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、歳出1款3項1目介護認定審査会費のうち、介護認定調査事務費について、「14節使用料及び賃借料に認定調査用車両賃借料のリース期間について伺う。」という質疑に対して、「5年間のリース期間です。」という答弁がありました。

次に、歳出3款1項1目「介護予防事務費の減額について伺う。」という質疑に対して、「前年度と比較して、介護予防事業への参加者を把握するための事業として、生活機能評価を実施しております。本年度は、対象者の把握については、医師の診察等を含む医学的検査を求めない方針が示されたことにより、医療機関への委託料が減額になったことが、その主な要因です。」という答弁がありました。

次に、3款2項1目包括的支援事業費・任意事業費のうち、包括的支援事業について、

「13節委託料の配食サービスが減になっているが、その理由について伺う。」という質疑に対して、「高齢者・ひとり暮らしの方々が多く利用しておりますが、ヘルパーの介入、入院等で減少しております。」という答弁がありました。

次に、「利用しやすい方法に検討する考えはないのか伺う。」という質疑に対して、「広報やちまた3月号で掲載したときに、20件程度の問い合わせがありました。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようでありました、

「本市の保険料は6倍にも跳ね上がり、保険料の滞納者は3.7倍、滞納金額は4.4倍にもなっております。高齢者生活の実態に合わない保険料であり、利用も制限せざるを得ない状況です。地方自治体の本来の役割は、住民の暮らし・福祉を守ることです。八街市も高齢者の立場に立って、保険料・利用料の軽減に努めるべきです。来年度は、第5期介護保険制度の準備に入りますが、介護認定者の2割を占める要支援1・2を介護制度から締め出す内容を打ち出しております。厚生労働省の三原則撤廃・国庫負担増を求めるよう要求し、反対するものであります。」

次に、賛成討論が次のようでありました。

「平成22年度10月1日現在の高齢者人口は1万4千504名で、1千939名の方が要支援・要介護認定を受けております。平成23年度介護保険特別会計予算での歳出においては、第4期介護保険事業計画を受けて、保険給付費では、2億9千5万7千円増の30億7千159万6千円を見込み、総額で31億5千208万6千円の計上であり、歳入では、前年度より2.3パーセント増の5億9千977万2千円を見込み、なお、不足する財源として介護給付費準備基金から9千363万5千円、介護従事者処遇改善臨時特例基金から828万6千円をそれぞれ繰り入れることで均衡を図っております。介護保険財政の健全性、持続性を確保すべく努力されており、平成23年度八街市介護保険特別会計予算に賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第26号は、平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計予算についてです。

審査の過程において、委員から、まず、歳出2款1項1目給食事業費のうち、調理場給食事業費について、「11節需用費中、賄材料費の前年度と比較して減になっているが、その理由について伺う。」という質疑に対して、「児童・生徒の減少が主な要因です。」という答弁がありました。

次に、「平成23年度の給食日数について伺う。」という質疑に対して、「188日を予定しております。」という答弁がありました。

次に、「八街産の野菜を使用する予定はあるのか伺う。」という質疑に対して、「賄えるものは八街産で、無理な場合もございますので、そのときは千葉県産で努力しております。」という答弁がありました。

次に、13節委託料の学校給食調理業務について、「平成23年度・24年度・25年度

の給食委託数と委託経費はどのくらいか伺う。」という質疑に対して、「平成26年7月までの40カ月で契約をしておりますが、委託金額は2億3千504万2千500円であります。また、給食委託数については、平成23年度が4千400食、24年度は4千200食、25年度が4千100食、26年度が4千食であります。」という答弁がありました。

次に、「平成22年度までの給食委託数と比べると、どのくらい減になるのか伺う。」という質疑に対して、「平成20年度と23年度を比較すると500食の差があります。」という答弁がありました。

次に、「委託給食数が減にもかかわらず、委託料が約2千200万円増になっている理由について伺う。」という質疑に対して、「委託期間が4カ月増えておりますし、今回から調理場で使用する消耗品については、受託業者が用意することにしております。」という答弁がありました。

次に、「前契約より4カ月増やした理由について伺う。」という質疑に対して、「前回は3月31日までの委託契約でありましたが、業者が変更した場合、春季休業中の中で引き継ぎを終わらせることは非常に厳しいですので、今回から夏季休業中に引き継ぎができるように変更しております。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のようにありました。

「3年前からコスト削減を掲げ、民間委託が導入されました。教育の一環である学校給食の場にコスト削減を持ち込むべきではありません。学校給食は教育であり、人間づくりの原点です。また、国が食育基本法を制定し、今、全国的に食育を推進しております。委託では食育を推進することはできません。民間委託は給食調理業務の実情にそぐわず、よりよい給食を子どもたちに提供したいと取り組めば取り組むほど、偽装請負ではないかとの矛盾に突き当たります。教育の場にコスト削減はなじみませんし、効果もありません。コスト削減効果が期待できない民間委託をやめ、安全・安心で食育を進めることができる直営での給食に切り替えるよう反対するものです。」

次に、賛成討論が次のようにありました。

「平成23年度予算におかれましても、児童・生徒へのきめ細かな栄養を考えての献立づくりに努めていただいております。子どもたちも毎日の給食を1日の学校生活の中で楽しみの1つとしているところもあります。年間188回の給食回数を稼働し、学校経営に少しでも支障がないように努力しております。さらには、地産地消の食材を取り入れるための工夫や食の栄養指導に学校巡回を行っていただく計画もあります。今後も児童・生徒の健康増進につながる食文化の推進、おいしい給食を進めていただくことをお願いいたしまして、平成23年度八街市学校給食センター特別会計予算に賛成いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたしまして、委員長報告を終わります。

○議長（古川宏史君）

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 2時01分)

(再開 午後 2時11分)

○議長（古川宏史君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、鯨井眞佐子経済建設常任委員長。

○鯨井眞佐子君

経済建設常任委員会に付託されました、案件7件につきまして、去る3月9日、10日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりではありますが、審査内容について、要約してご報告申し上げます。

まず、議案第13号について、現地調査を実施し、担当職員から概要説明を受けた後、本会議場でさらに審査を行いました。

議案第13号は、市道路線の認定についてです。

これは、本年4月に八街バイパスの一部が供用開始されることに伴い、主要地方道千葉八街横芝線の一部区間が、県から市へ管理移管されることにより、新たに市道二区62号線として認定するものです。

審査の過程において委員から、「現状では、市役所の方から二区の信号を抜けて、市道に移管される道路を通る車が多いが、ここから来る車両というのは、斉藤自動車のところから新たにできる道路を通してバイパスへ出るという方針なのか伺う。」という質疑に対して、「ほかに、4月から同時に供用開始となる、手前にある金比羅線から入るルートも考えられます。」という答弁がありました。

次に「成東酒々井線にバイパスが当たる箇所について、信号機設置の予定はあるのか伺う。」という質疑に対して「信号が設置されることとなっております。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第14号、平成22年度八街市一般会計補正予算のうち、当委員会に付託されたのは、第1表歳入歳出予算補正の内、歳出4款衛生費の内1項5目から6目、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、第2表繰越明許費補正の内7款土木費についてです。

審査の過程において、委員から、まず、歳出4款衛生費のうち1項5目から6目では、「4款1項5目環境衛生費のうち、家庭用小型合併処理浄化槽設置事業費について、2月現在で57基とのことであるが、申請をした方には、全員に補助したのか伺う。」という質疑に対して、「国と県の補助を受けて実施しておりますが、11月に、この57基が終了しました。それ以降に申請のあった方につきましては、平成23年度予算により、4月以降に申

請していただきます。」という答弁がありました。

次に、「家庭用小型合併処理浄化槽は、当初予算では何基を計画していたのか伺う。」という質疑に対して、「平成22年度当初については、102基であります。」という答弁がありました。

次に「平成22年度設置の57基のうち、新築分では何件あったのか伺う。」という質疑に対して、「新築については、そのうち34基であります。」という答弁がありました。

次に「4款1項6目公害対策費のうち、水質対策事業費について、危険性が高いと指摘されている場所があるが、危険な箇所については、1年おきではなく、毎年行うことは可能であるか伺う。」という質疑に対して、「北部と南部に分けて、65カ所ずつ水質検査を行っております。危険箇所は数カ所ありますので、今後については、財政課当局と予算の協議をし、検討していきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「4款1項6目公害対策費のうち、浄水器設置費補助金について、より周知を図れば補助金を利用できる市民も増えると考えがいかかか。」という質疑に対して、「市民へのPRとして、毎年4月に広報に掲載しております。またホームページにも掲載しております。4月から広報が月2回の発行となることから、複数回掲載できるか検討していきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、歳出6款商工費では、「6款1項2目商工業振興費のうち、中小企業金融対策費について、中小企業資金融資利子補給金の1年間の件数は何件であったのか伺う。」という質疑に対して、「新規の融資については15件、平成22年度の利子補給については46件であります。」という答弁がありました。

次に、歳出7款土木費では、「7款2項3目道路新設改良費のうち、市道114・216・210号線交差点改良事業費について、用地取得が困難となったとのことであるが、一度予算化したものを一年で減額補正するのはいかなものかと考えるが、その詳細について伺う。」という質疑に対して、「用地交渉におきまして、市が提示した額と地権者が考えていた額に大きな開きがあり、また、なるべく土地がかからない案を提示しましたが、協力が一切得られず、交渉の余地がなくなったため、やむなく断念したものです。」という答弁がありました。

次に、「市道114号線等の交差点改良計画の現状について伺う。」という質疑に対して、「市道114号線については、川上小学校側の出口について、用地の所有者が変わり状況がよくなったものと考えております。また、県道との関係から、印旛土木に対して、一緒にできないかという話をしております。図面もできており、まずは、川上小学校側から先に手がけるべきかと考えております。四木側の116号線との交差点については、用地を確保しており、工事も済んでおりますので、川上小学校側から四木の方へ整備をするように考えております。」という答弁がありました。

次に「今回は減額補正となったが、状況が変わった場合は、速やかに対応できる方法を取っていただきたいが、いかかか。」という質疑に対して、「現行の計画で用地交渉がまとも

らなければ、規模を縮小して、影響範囲が少ない中で、交差点改良、信号機設置、周辺の歩道整備等を実現していきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「市道文違1号線道路改良事業費について、用地買収の協力を得られなかった状況について伺う。」という質疑に対して、「2名の方の敷地の境界線が決まらなかったため、買収面積を確定することができず、買収できなかったという経緯であります。」という答弁がありました。

次に、「7款2項4目道路排水対策費について、第一幼稚園わきの取り組み状況について伺う。」という質疑に対して、「今年度中に行う予定であります。」という答弁がありました。

次に「7款4項5目公園費のうち、公園施設整備事業費について、危険な遊具を撤去した後は、再び遊具を設置するのか伺う。」という質疑に対して、「耐用年数、利用状況を見まして、危険な遊具については撤去をしていきます。宅地内造成公園等においては、利用状況等を踏まえ、撤去とあわせて、新たに設置している遊具もあります。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第20号は、平成22年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてです。

審査の過程において、委員から、「第2表繰越明許費のうち、公共下水道雨水整備事業費について、その場所を伺う。」という質疑に対して、「国道409号、市役所入り口交差点付近の雨水下水道管整備であります。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第21号は、平成22年度八街市水道事業会計補正予算についてです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第22号、平成23年度八街市一般会計予算のうち、当委員会に付託されましたのは、第1表歳入歳出予算の内、歳出4款衛生費の内1項5目から6目及び2項、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費についてです。

審査の過程において、委員から、まず、歳出4款衛生費のうち1項5目から6目及び2項では、「4款1項5目環境衛生費のうち、榎戸駅前公衆便所清掃業務について、事業内容と委託先を伺う。」という質疑に対して、「365日、朝9時から10時及び夕方の4時から5時の各1時間の清掃を、シルバー人材センターに委託しております。」という答弁がありました。

次に、「リサイクル推進費のうち、資源回収実施団体奨励金について、平成21年度、22年度、23年度と予算を減らし、また、今後見直すとのことであるが、リサイクルを奨励することが必要と考えるがいかがか。」という質疑に対して、「予算が減となっている理由としては、資源回収団体の回収量が減っており、実績に応じて予算計上したことによるものです。」という答弁がありました。

次に、「家庭用小型合併処理浄化槽設置事業費について、申し込みが予算をオーバーした

場合の対応について伺う。」という質疑に対して、「平成23年度は、71基の予算計上をしておりますが、国・県の補助金に関係しますので、要望が多ければ、追加内示となるよう再度要望していきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「4款1項6目公害対策費のうち、不法投棄監視対策費について、監視員となる現役の区長さんに負担がかからないような方法をとっているのか伺う。」という質疑に対して、「監視員については20地区であり、1区1人ではありません。小さい区では何区かに1人の監視員を選出させていただいており、持ち回りで監視員になっていただいております。また、現役の区長さんだけでなく、前区長さんなどにも巡回していただいております。」という答弁がありました。

次に、「4款2項1目清掃総務費のうち、クリーンセンター周辺地区対策費のケーブル線撤去工事の事業内容を伺う。」という質疑に対して、「電波障害対策のために引いているケーブル線を、本年7月のデジタル放送への切り替え後に撤去するものです。」という答弁がありました。

次に、「クリーンセンター周辺地区対策費について、クリーンセンター周辺地区振興補助金の減額は可能なのか伺う。」という質疑に対して、「現時点では、補助金の減額は難しいものと考えております。」という答弁がありました。

次に、「4款2項2目塵芥処理費のうち、クリーンセンター・処分場管理運営費について、運営費が大変高いが、今後もこの金額で推移していくのか、また金額を減らしていく方法について検討しているのか伺う。」という質疑に対して、「薬剤については今年度から入札制度で行い、また、焼却炉の負担軽減のため、リサイクルできるものはリサイクルを進めて行きたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「ごみ集積所管理システム作成事業費について、臨時職員の勤務体系等を伺う。」という質疑に対して、「緊急雇用創出事業として、離職者のつなぎ雇用のため実施しております。この事業については、市内全ごみ集積所に管理番号を付与し、各集積所の諸情報をデータベース化し、汎用型の地図ソフトにより、一元管理を目指しております。収集に関する問い合わせについて、番号がわかれば、収集業者に即通報できることとなります。臨時職員の勤務体系については、午前8時30分から午後3時までであり、午前中に現場の調査をし、午後にパソコン入力をしております。」という答弁がありました。

次に、歳出5款農林水産業費では、「5款1項1目農業委員会費のうち、農地相談員について、2万4千円の報償であるが、その内容を伺う。」という質疑に対して、「1人あたり2千円で、3名が対応しますので、1回あたり6千円となり、4回分を予定しております。4回を超えるようであれば、補正にて対応する予定です。」という答弁がありました。

次に、「農業委員会費について、女性の農業委員を誕生させるために、今後どのようにされていくのか伺う。」という質疑に対して、「本市の農業委員の構成は18名が公選、4名が推薦であります。公選については、女性が立候補していただければ、登用が進むものと考えております。推薦委員については、農業委員会から、議会や市に対して、女性委員の登用

や認定農業者等、若手の農業者の推薦を要望しているところです。」という答弁がありました。

「農業者年金事務費の制度の内容について伺う。」という質疑に対して、「国民年金の1号被保険者のうち、農業に従事している方が加入対象であり、65歳以降、国民年金に上乘せして給付されるものです。」という答弁がありました。

次に、「5款1項3目農業振興費のうち、農業振興費について、特産作物試験ほ場業務の内容を伺う。」という質疑に対して、「作物はスイカ、梨、小麦となっております。スイカについては、急性イチョウ症等の原因となる土壌の状態などを試験的に比較し、小麦については、パン用小麦であるユメシホウと、さとのそら、農林61号との比較試験を行っております。」という答弁がありました。

次に、「有害鳥獣駆除対策費について、ここ数年予算が変わっておらず、また、カラスの駆除について、効果が上がっていないように思われるが、実績や方法について伺う。」という質疑に対して、「カラスの捕獲は猟銃による捕獲あり、狸やハクビシンについては、箱わなにより捕獲をしております。市が猟友会に依頼している有害鳥獣駆除の実績については、平成22年6月1日から7月14日の間の8日間に行い、カラス108羽を捕獲しております。また、狩猟者のボランティア的な活動として、猟期中の11月15日から2月15日の間で70羽を捕獲しております。」という答弁がありました。

次に、「環境保全型土づくり対策事業費の事業内容について伺う。」という質疑に対して、「11月から春先の砂ぼこり対策のため、また、風による畑の土の流出を防ぐために、ライ麦、エン麦等を植えており、その種子購入額の2分の1を補助するものであります。また、土壌内の線虫抑制ということで、土壌の改良効果もあります。」という答弁がありました。

次に、「この事業の対象面積について伺う。」という質疑に対して、「ライ麦120ヘクタール、エン麦150ヘクタール、小麦が90ヘクタールであります。」という答弁がありました。

次に「畑の土壌流出を防ぐためには、対策を1年中するべきと考えるが、年間を通した対策について伺う。」という質疑に対して、「環境保全型土づくり事業のほか、わたしの街みどりづくり事業を実施し、砂の流出を防ぐため、畑の道路際に、サザンカ等の常緑樹の苗木を希望者に配布し、植えていただいております。」という答弁がありました。

次に、「園芸用廃プラスチック適正処理事業費について、この適正処理事業に、より多くの予算を付け、農家の負担を減らしていただきたいと考えるがいかがか。」という質疑に対して、「処理費については1キログラムあたり39.5円かかり、県については9.5円、全農9.5円、市と農業者は10.25円ずつ負担しております。そのほか、運搬費の7.5円については、市と農業者が折半で、3.75円ずつ負担しております。今までは、一定の場所に持って来ていただく一斉回収であります。今後は、直接加工工場に搬入した場合についても、市が運搬費の助成をし、農業者の負担軽減を図っていきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「園芸王国ちば強化支援事業費について、希望者はどのぐらいいるのか伺う。」という質疑に対して、「平成23年度の希望者は1名であり、事業費2千万円のスイカ・トマトを栽培するハウス設置に対する補助であります。」という答弁がありました。

次に、「経営体育成対策事業費について、新規就農者2名というのは、どのような方なのか伺う。」という質疑に対して、「新規就農者の2人については、親が農業をされており、新たに農業を始めるというものです。」という答弁がありました。

次に、「北総中央用土地改良事業推進費について、今後どの程度の農家が必要としているのか伺う。」という質疑に付して、「実施状況は、平成22年度までに、78.9パーセントであり、幹線については、ほぼ整備が終わり、枝線の整備が進められるところです。地下水を利用した畑かんの施設を利用している土地改良区については、国の補助事業において接続が可能となります。現在、地下水を利用されている方でも、千葉県環境保全条例で北総地域では地下水採取規制が行われています。代替水源の確保が可能となった場合、直ちに転換することになりますので、今後の方向性として北総中央用水を利用させていただきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「耕作放棄地解消対策事業について、そのモデル事業の内容を伺う。」という質疑に対して、「遊休農地リフレッシュ活用支援事業ということで、平成23年度は、まだ、実施団体が決まっておりますが、これまで、沖区にコスモス、小谷流地区にスイレンを植えさせていただくような事業が行われました。」という答弁がありました。

次に「毎年どのぐらい耕作放棄地が増えており、農地に占める割合はどの程度なのか伺う。」という質疑に対して、「農業委員さんの協力による調査によると、耕作放棄地は330ヘクタールあり、畑が230ヘクタール、田んぼが100ヘクタールであります。畑については、農地の7パーセント弱、田んぼについては46パーセント程度であります。」という答弁がありました。

次に、「農林水産業費について、市民の暮らしが大変な中、本市の地域経済を活性化するためには、前年度並みの予算では足りないと思うがいかがか。」という質疑に対して、「新規の事業として、経営体育成対策事業費で、1千万円ほどの予算計上をしております。このことにより、新たな経営体の育成につながると考えております。また、やちまた人参のPRについては、平成23年度中に研究し、平成24年度の予算に反映させていきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、歳出6款商工費では、「6款1項1目商工総務費のうち、シルバー人材センター費について、会員数の現状について伺う。」という質疑に対して、「平成23年1月末現在で、会員数358名となっております。」という答弁がありました。

次に、「シルバー人材センターの業務が減っている中で、市の仕事の発注を増やすべきと考えるがいかがか。」という質疑に対して、「来年度もシルバー人材センターに発注できるものは、各課でお願いしたいと考えております。」という答弁がありました。

次に「6款1項2目商工業振興費のうち、商工会議所事業補助費の小規模事業指導補助金

について、どのような指導が行われているのか伺う。」という質疑に対して、「商工会議所が会員である小規模事業者に対して、経営に関する指導や融資に関する事業を実施しております。また、申告等の相談会、研修会等を行っております。」という答弁がありました。

次に、「商店街振興事業費のうち、商店街空店舗活用事業補助金について、今後どのような方向で進めていくのか伺う。」という質疑に対して、「空き店舗の活用については、南口商店街振興組合から事業の提案があった場合、市が協議に応じるという形であります。」という答弁がありました。

次に、「商店街振興事業費について、ぶらんみなみの契約期間はいつまでなのか伺う。」という質疑に対して、「1年ごとの更新となっております。」という答弁がありました。

次に、「中小企業金融対策費について、事業者が必要としているのは、30万円程度の小口の融資であると考えがいかかか。」という質疑に対して、「小口の融資については、非常にリスクが大きいので、現在の融資の中で対応していきたいと考えております。しかし平成22年度から、1年以内の返済の場合は、2.5パーセントの低金利で融資ができるという協定を銀行と結びました。これについては、300万円程度を想定しております。また、市の融資としても、1千万円以上については、審査会を開くところですが、1千万円までは、書類審査のみとし、手続の簡素化をしております。」という答弁がありました。

次に、「就労支援事業費について、仕事を得的具体的支援が必要と考えるがいかかか。」という質疑に対して、「就労支援サイトを今後も充実させていきます。また、今年1月に中高年齢者再就職セミナーを開催し、12名の参加がありました。平成23年度も県に要望し、開催できるように検討してまいります。」という答弁がありました。

次に、「就労支援事業費のうち、アンテナショップ運営業務について、3年間の補助が終了した後も自立して運営できるようにすべきだがいかかか。」という質疑に対して、「平成24年度以降については、振興組合の方で自立して運営していただく予定ですが、現状の売り上げでは難しいものと考えております。販路の開拓、イベントの開催等を検討して、集客を図り、平成24年度以降も運営を続けていけるようにしたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「補助金を出している行政として、今後の展望を伺う。」という質疑に対して、「来年度中に、補助等について協議をしていかなければならないと考えております。」という答弁がありました。

次に、歳出7款土木費では、「7款1項1目土木総務費のうち、公共建設発生土整備工事の具体的な事業内容を伺う。」という質疑に対して、「山田台に、市が残土置き場を所有しており、公共工事で発生した残土を一時的に搬入しておりますが、それを適正に管理するための経費であります。」という答弁がありました。

次に、「平成22年度の800万円から、今回400万円となっていることについて伺う。」という質疑に対して、「今までは個人の農地をお借りして埋め立てしておりましたが、そちらの事業が完了したことから予算が減額となったものです。」という答弁がありました。

次に、「7款2項1目道路橋りょう総務費のうち、道路管理費の委託料について、どこに委託するのか伺う。」という質疑に対して、「道路側溝清掃業務、道路維持管理業務、調整池等維持管理業務については、指名競争入札により執行しております。」という答弁がありました。

次に、「道路側溝清掃業務について、清掃場所は道路河川課で道路パトロールをした中での判断か。あるいは市民からの報告により行うのか伺う。」という質疑に対して、「定期的に行う場所は、道路河川課で把握しております。また、市民や区長からの連絡によって、それぞれ対応しております。」という答弁がありました。

次に、「道路管理費の委託料について、具体的な実施計画を伺う。」という質疑に対して、「道路側溝清掃業務については、毎年行っている箇所のほか、地区の要望等により適宜対応しております。道路維持管理業務については、主に道路わきの草刈りであり、定期的に行っているものと、地区からの要望により対応するものです。調整池等維持管理業務については、市内6カ所を委託する予定であります。排水ポンプ保守点検業務については、常設のポンプが冠水するところについており、これを月1回点検するものです。」という答弁がありました。

次に、「道路維持管理業務について、泉台の街路樹の剪定は、この予算に含まれているのか伺う。」という質疑に対して、「泉台は平成22年度で終わる予定であり、平成23年度予算の計上額には、駅北側にある、けやきの剪定が含まれております。」という答弁がありました。

次に、「泉台の街路樹について、電線に触れたり、日照権などの問題があり、切ってほしいという要望もあるが、市民との話し合いを行う考えはないのか伺う。」という質疑に対して、「泉台の街路樹については、地区の顔の一部と考えております。地元の方で話し合ってください、方向性を出していただければ、市としても話し合いの場に参加していきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「道路境界確定費の市道未登記路線用地測量業務について、1千300筆もの未登記があるとのことだが、昨年は何れくらいの登記を済ませたのか伺う。」という質疑に対して、「平成21年度は6筆、平成22年度は3筆であります。」という答弁がありました。

次に、「未登記路線用地測量業務について、計画的にできないのか伺う。」という質疑に対して、「所有権移転だけでなく、分筆が終わっていない場合や相続、抵当権の問題が絡むことがあり、計画的に行うことは困難であります。」という答弁がありました。

次に、「道路境界確定費について、境界確定図管理システムの導入により、どうなるのか伺う。」という質疑に対して、「過去に境界が確定したところの図面をファイリングしていますが、相当な量であります。これを電算化することにより、問い合わせがあった際にパソコンからすぐに呼び出せるようになります。」という答弁がありました。

次に、「大池排水区整備事業一般会計負担金のうち、公共投資臨時交付金基金繰り入れによる大池調整池整備事業負担金について伺う。」という質疑に対して、「第三雨水幹線に係

る実施設計に対して、道路管理者として負担すべき経費であり、下水道事業特別会計との間の協定により算出した額であります。」という答弁がありました。

次に、「7款2項2目道路維持費について、修繕箇所が多い中で、昨年度より減額されているが、この予算額で対応できると認識しているのか伺う。」という質疑に対して、「原材料費で100万円ほど減らしておりますが、この金額で1年間対応できる予算額です。また工事請負費でも多くの予算計上をしているので、幹線道路を中心に、また、生活道路についても、直すべき箇所は、工事請負費の中で対応したいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「7款2項3目道路新設改良費のうち、道路維持修繕工事には、交差点改良工事費も含まれているのか伺う。」という質疑に対して、「交差点の改良ではなく、現状の舗装の修繕を計画しております。」という答弁がありました。

次に、「交差点改良工事は、平成23年度には行わないということか伺う。」という質疑に対して、「年度途中で、隅切り部分の買収の可能性がありますますが、新年度では大規模な交差点改良は予定しておりません。」という答弁がありました。

次に、「道路維持修繕工事の大まかな内容について伺う。」という質疑に対して、「四木から二州小学校へ向かう市道116号線について、補助事業として6千万円を投入して実施したいと考えております。また、市道112号線については800万円程度、五差路から国道409号木原入り口にかけての六区1号線については、用地買収をした上で、舗装修繕をするものとして700万円程度、朝陽小学校から榎戸へ向かう市道102号線の修繕については、500万円程度で行いたいと考えております。その他、市内一円の小さな現場の補修費として、別枠で1千万円を考えております。」という答弁がありました。

次に、「市道四木28号線道路改良事業費について、450メートルの工事予定とのことだが、何年かの継続で行われるのか、また、どのあたりまで予定しているのか伺う。」という質疑に対して、「平成23年度においては、四木の市道116号線から八街南中学校前の市道216号線まで全線の工事を終える予定です。」という答弁がありました。

次に、「7款2項4目道路排水対策費のうち、調整池等用地賃借料について、現在何カ所あるのか伺う。」という質疑に対して、「34カ所あります。」という答弁がありました。

次に、「道路排水について、第三雨水幹線事業をした場合、元お稲荷さん、伊藤商店あたりの冠水対策はどのようになるのか伺う。」という質疑に対して、「第三雨水幹線が完成すれば、一区伊藤商店付近の冠水はなくなると理解しており、太陽団地の方で合流する、二区の金比羅通りの冠水にも、よい影響が出るものと考えております。」という答弁がありました。

次に「新氷川踏切を通り過ぎた、テニスコート付近の冠水対策について伺う。」という質疑に対して、「一区19号線の現場においては、新年度予算の中に計上しており、概ね200万円程度で行えると考えております。」という答弁がありました。

次に、「7款3項1目河川改良費のうち、流末排水施設整備事業の内訳について伺う。」

という質疑に対して、「文違については、国道409号の下流にある、墓石の工場の下を通っている排水路を市道側に引き、市道を経由して下流につなぐことを予定しており、概ね2千万円を見込んでおります。四木については、市の名義になっている排水路を地元からの要望により整備するもので、2千万円ほど見込んでおります。砂地区については、砂橋の上流部分の壊れかけた水路を修理するもので、1千万円を見込んでおります。西林地区は、小梅寿司から交進小学校へ行く道路付近の冠水対策のため、調整池の用地を購入し、浸透式の調整池の工事費として300万円を見込んでおります。その他、大関等の調整池の浚渫工事を予定しております。」という答弁がありました。

次に、「砂区の排水路の整備について、今年度中に、橋の工事の問題を解決し、その後の工事も進めていただきたいが、いかがか。」という質疑に対して、「工事の進捗状況にもよりますが、9月補正で対応したいということで、財政担当と協議をしております。また、メーター単価については、砂橋を過ぎれば人家がなく、単価が安くなるので、1年間あたりに進む距離は、かなり期待できると考えております。」という答弁がありました。

次に「7款4項1目都市計画総務費のうち、建築行政費の耐震相談会相談員謝礼について、今年度は何件予定しているのか伺う。また、相談会をどのように市民に案内するのか伺う。」という質疑に対して、「今年度は2回を予定しております。市の広報、ホームページ等でお知らせしたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「都市計画策定費の都市計画基礎調査業務について、事業内容を伺う。」という質疑に対して、「5年ごとに行うもので、主に人口規模、建築物等の調査をするものです。」という答弁がありました。

次に、「住宅耐震化促進事業費について、木造住宅の耐震改修費補助事業をどのように進めていくのか伺う。」という質疑に対して、「平成23年度に要綱等の整備をし、平成24年度から実施したいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「都市施設管理費のうち、修繕料について、昨年度はどのような修繕であったのか伺う。」という質疑に対して、「八街駅自由通路のいたずら等による被害の修繕が主なものです。」という答弁がありました。

次に、「都市施設管理費のうち、委託料について、何割程度がシルバー人材センターで、何割程度が入札により行われているのか伺う。」という質疑に対して、「八街駅前広場管理業務については、シルバー人材センターが行っております。八街駅自由通路管理業務については、エレベーターやエスカレーターがあり、専門的な知識が必要であることから、シルバー人材センターでは難しいため、業者委託をしております。」という答弁がありました。

次に、「自転車駐車場管理運営費のうち、防犯カメラ賃借料の増額について伺う。」という質疑に対して、「八街駅南口駐輪場に、今年度リースにより設置し、増えたことによるものであります。」という答弁がありました。

次に「7款4項2目土地区画整理費のうち、八街駅北側地区土地区画整理事業費について、終了はいつ頃を予定しているのか伺う。」という質疑に対して、「工事については、国道4

09号の歩道の一部を残すのみとなっております。平成23年度から平成24年度にかけて本換地を行いたいと考えており、それ以降、精算等を行い、最終的な完了に向けていきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「7款4項5目公園費のうち、けやきの森公園管理業務委託料について、毎年予算額が高くなっている理由を伺う。」という質疑に対して、「毎年管理業務が同じものではなく、例えば樹木の剪定については、本数を半分ずつにして行うなど、管理内容が違うことにより、毎年同じ額とはならないものであります。」という答弁がありました。

次に、「都市公園遊具定期点検業務について伺う。」という質疑に対して、「宅地内公園、都市公園含めて83カ所を予定しております。これは遊具の安全に関する基準により、定期点検を行うものであり、専門的な知識を有する者による点検が必要なことから、安全な利用を図るため実施するものです。年に1回以上の点検が望ましいとされているため、平成23年度においても実施するものです。」という答弁がありました。

次に、「7款5項1目住宅管理費のうち、市営住宅雑草除去業務が行われる団地はどこか伺う。」という質疑に対して、「長谷団地、九十九路団地を除く市営住宅です。空き部屋等があり、その雑草等の除草をするものです。」という答弁がありました。

次に、「住宅施設整備事業費について、何件かに分ければ、小規模公共工事でできる部分があるのではないかと考えるのがいかかか。」という質疑に対して、「市営住宅の解体工事については、入札にはならない程度の金額を予定しておりますが、解体1棟のため、分けて行うことは困難です。テレビ共同アンテナ改修工事については、入札になると考えられます。」という答弁がありました。

次に、「予算が400万円以上であるが、解体にかかる額はどの程度か伺う。」という質疑に対して、「予算424万円の内訳については、市営住宅の解体が75万円程度、共同受信施設改修工事が230万円程度、電波障害用受信施設の撤去工事が120万円程度を予定しております。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のとおりありました。

「市民の仕事や収入が減る中、地域経済を活性化させる予算が求められておりますが、農業、商工予算は、予算総額のわずか2.3パーセントです。持続できる農業施策こそ必要ですが、農業予算の3割を北総中央用水事業が占めています。農家経営が厳しい中、費用がかかる用水を使える農家は限られています。当面は事業を凍結し、後継者対策の充実、園芸用廃プラスチック適正処理事業への支援、高騰している家畜飼料の補助など、農家への直接支援を増やすべきです。また、商工費では、アンテナショップ「ぼっち」への支援は続いておりますが、さらなる商店街への支援、中小零細業者への仕事確保のために、全国約1割の自治体で実施している経済波及効果が高い住宅リフォーム助成制度の創設を求めます。安心して暮らせる街づくりでは、道路の破損が次々に起きているのに、道路維持費は100万円の減額予算となっております。同じ場所を何回も修繕しなくても済むように、十分な予算が必要です。道路新設改良費は1億7千200万円で、若干増額していますが、身近な生活道路

の整備を切実に願っている市民の願いに応える予算となっていません。全市的な整備計画が求められています。また、道路排水対策費は約3千800万円と、前年度より約365万円増ですが、十分ではありません。全市的な道路冠水対策計画を立て、早急を実施できる十分な予算を求めます。以上の理由から、議案第22号、平成23年度八街市一般会計予算に反対いたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

議案第27号は、平成23年度八街市下水道事業特別会計予算です。

審査の過程において、委員から、「歳入2款1項1目下水道使用料のうち、下水道使用料滞納繰越分について、何件分であるのか伺う。」という質疑に対して、「これについては、件数ではなく、率的なもので出しております。平成22年度12月末現在の調定額は、1千140万400円であり、滞納者数としては639件と把握しており、当初予算では、それらをもとに見込みの上、計上しております。」という答弁がありました。

次に、「下水道課としては、滞納者に対してどのように対応しているのか伺う。」という質疑に対して、「徴収については民間に委託しておりますが、10月以降受託会社との合同滞納整理を、平日の夜間に行っております。」という答弁がありました。

次に、「滞納者に対し、丁寧な対応が求められるが、今後どのように対応していくのか伺う。」という質疑に対して、「現在は滞納処分をしておらず、状況に応じて分納誓約をしております。しかし、悪意のある方もいますので、4月1日からは、滞納処分がとれるような例規の改正をしたところです。」という答弁がありました。

次に、「下水道使用料について、一昨年の下水道料金の値上げの中で、毎年3千700万円を見込んできたが、対前年比100万円の予算であることについて、値上げしたにも関わらず、効果が上がらなかったのか伺う。」という質疑に付して、「平成21年度と22年度の比較ではなく、ベースとなる基準年度に比べて、それだけの増額が見込まれるというものです。算出については、経営健全化計画における年間有収水量に使用料単価150円を掛け、その算定額の97パーセントの範囲内で計上したものです。」という答弁がありました。

次に、「歳入6款2項1目雑入のうち、大池第三雨水幹線・調整池整備事業負担金について、40億円もかけて実施するものであるが、どの程度の冠水の解決ができるのか伺う。」という質疑に対して、「大池排水区は325ヘクタールあり、そのうち第三雨水幹線事業エリアについては135ヘクタールであります。面積的・計画雨水量比的には大池排水区の40パーセント強程度を第三雨水幹線事業でカバーできるももです。実施計画は、平成15年度に現行のものを作成しておりますが、平成24年度の実施にあたり、9年を過ぎますので、当時より新しく、安価な工法を採択するため、実施設計費を計上したものです。」という答弁がありました。

次に、「歳出1款2項2目下水道汚水建設費のうち、公共下水道汚水整備事業について、2.85ヘクタールを整備するということだが、これによって何件ぐらい対象になるのか伺う。」という質疑に対して、「補助事業2本として35棟、単独1本2棟であり、汚水整備

事業3本で37棟であります。」という答弁がありました。

次に、「1款2項3目下水道雨水建設費について、第三雨水幹線の業務が含まれているが、1時間50ミリの雨に対応するものか伺う。」という質疑に対して、「5年確率という、5年に1度あるかないかの災害を想定しているもので、時間50ミリ対応であります。」という答弁がありました。

次に、「公共下水道雨水整備事業費のうち、第三雨水幹線実施設計業務について、財源として国庫支出金はないのか伺う。」という質疑に対して、「平成15年度に一度作成しており、そのときに、国庫支出金、地方債等を使用しており、今回は単独となるものです。」という答弁がありました。

次に、「第三雨水幹線事業について、河川事業として行えば、国庫負担は2分の1であるがいかがか。」という質疑に対して、「下水道事業におきましても、補助対象事業費の2分の1補助であります。」という答弁がありました。

次に、反対討論が次のとおりありました。

「経済悪化のもと、市財政・市民の暮らしは大変です。市民の暮らしを守る施策を置き去りにして、事業費総額約40億円もの大池第三雨水幹線事業を最優先に進めることは問題です。今年度は、実施設計業務に約5千400万円を計上していますが、この事業は1時間50ミリの降雨量にしか対応できず、昨今の80ミリの雨量には到底対応し切れず、無駄な事業にならざるを得ません。第三雨水幹線事業は将来的には必要な事業とは思いますが、まず、市民の要望・意見を調査し、市全体の雨水対策計画を立てるために、事業の見直し・凍結をすべきです。今、最優先に取り組むべきは、市民の暮らしを支える施策です。以上の理由から大池第三雨水幹線事業の凍結を求め、議案第27号に反対といたします。」

採決の結果、賛成多数のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第28号は、平成23年度八街市水道事業会計予算についてです。

審査の過程において、委員から、「石綿管の更新に関して、前回の上水道委員会の後に漏水は何件あったのか伺う。」という質疑に対して、「2月の漏水件数の合計は10件であります。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。

何とぞ、当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。委員長報告を終わります。

○議長（古川宏史君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これから、各常任委員長報告に対する質疑を行います。委員長報告に対する質疑の範囲は委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

最初に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古川宏史君)

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古川宏史君)

質疑なしと認めます。

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古川宏史君)

質疑なしと認めます。

請願第23-1号及び議案第2号から議案第29号の討論通告受付のため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いします。

しばらく休憩いたします。

(休憩 午後 3時04分)

(再開 午後 3時40分)

+

○議長(古川宏史君)

再開します。

これから、討論を行います。

議案第22号、第26号に対し林修三議員から。議案第24号に対し石井孝昭議員から。議案第27号に対し京増藤江議員から。議案第23号、第25号に対し山口孝弘議員から。議案第22号に対し湯浅祐徳議員から。請願第23-1号、議案第3号、第5号に対し右山正美議員から。請願第23-1号、議案第3号、第23号に対し桜田秀雄議員から。議案第10号、第22号、第23号、第24号、第25号、第26号に対し丸山わき子議員から。請願第23-1号、議案第22号に対し小高良則議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、右山正美議員の請願第23-1号に対する反対討論を許します。

○右山正美君

私は、請願第23-1号に対して反対をするものであります。

八街市議会議員の定数削減を求める請願でございます。

議員の役割は、地方議会において基本的機能として、それぞれの地域の住民の意思を代表する機能、自治立法権に基づく立法機能、執行機関に対する批判監視機能を持つとしているわけでありまして。議会を構成するのが議員ですが、地方自治法は、人口規模に応じて議員の定数を定めております。人口10万人未満の市は30人となっているわけでございます。

八街市は、これまで16年間で26人、24人、22人と削減に削減を続けてきました。

提案理由で、これまで3人の減でも何も支障がなかったとしていますが、これは、住民の声が十分反映できないばかりか、議会の審議がおざなりになる危険もあるわけでございます。

市民要求実現のためには、必要定数であると思います。地方政治における民主主義の基本問題であり、定数削減については反対をするものであります。以上です。

○議長（古川宏史君）

次に、小高良則議員の請願第23-1号に対する反対討論を許します。

○小高良則君

私は、請願第23-1号、八街市議会議員の定数削減を求める請願に対して、反対の立場から討論するものです。

八街市議会では、平成11年の市議会議員選挙において、26名を24名として実施し、平成19年の選挙において、24名を22名として実施しております。このことは、法定議員定数30人の中でも、議会自治自ら定数削減を実施しております。そのような経過からして、八街市では議員の定数については、常に検討がされて、適正数となっているものと考えております。

現在、議会改革検討協議会も設置されており、行財政改革の観点からも、積極的に検討することとしております。あわせて、議会のあり方にしても、反問権、一問一答方式、対面式等についても検討することとなっておりますことから、このことの請願に対しては、現在、独自に積極的な取り組みが行われていることから、このたびの請願の趣旨について、理解はできますが、議員定数を19人にするという点については、なお慎重に討議すべきと考えられますので、この請願には反対するものです。以上。

○議長（古川宏史君）

次に、桜田秀雄議員の請願第23-1号に対する賛成討論を許します。

○桜田秀雄君

私は、請願第23-1号、八街市議会議員の定数削減を求める請願について、賛成の立場から討論をいたします。

去る3月4日付託された総務常任委員会において、約1時間にわたり審査が行われました。議員同士の活発な議論は、議会基本条例の求めるところであり、改革への一里塚として高く評価をしたい、このように考えております。

提案者の趣旨は、請願文章でも明らかなように、厳しい財政状況のもとで、住民が幸せに暮らせる地域社会づくりを第一に考えてほしいという切実な願いから提案されたものであります。そして、そのためには、市長は無論のこと、議会の議員も率先して最少の経費で最大の効果を上げるという行政改革の先頭に立ってほしいという願いからであります。

ご承知のように、本会議には、市長等特別職員の給与削減や一般職員管理職手当の20パーセント削減が提案されております。

また、新市長においては、市財政及び困窮する住民生活の現状を認識され、自ら給与の7パーセント、年間100万円の削減を求めています。

付託された委員会での審査にあたり、説明委員として出席を求められましたので、提案者の提案趣旨に加え、定数削減を求める根拠として、5点について申し添えさせていただきました。

請願を求める根拠及び質疑内容については、委員長の報告どおりでございますが、議会自らの意思と決断によって、議員定数の削減を断行し、改革の意思を住民に指し示すことが重要であります。議会のみが改革、改善に無頓着であれば、議会に対する信頼と失望感を増幅させ、さらなる議員定数の削減及び議員報酬の削減を求める住民の声が高まることは明らかであります。

よって、今回、市民団体から出された八街市議会議員の定数を19名とし、次期通常選挙から実施する求めに対して、真摯に応えるべきとの立場から賛成をするものであります。以上であります。

○議長（古川宏史君）

次に、右山正美議員の議案第3号に対する反対討論を許します。

○右山正美君

議案第3号、八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対をするものでございます。

反対の理由は、次のとおりでございます。

市長給与を7パーセントと減額するというものですが、その根拠もあいまいであり、未曾有の中であえいでいる市民感覚からいっても、到底納得できるものではありません。

市の財政状況は、新年度予算は、前年度対比2億4千万円減収見込みとし、いかに市民の暮らしが厳しいということを裏付けるものであります。これまで、市税の収納率は県下56番目、市長報酬は20番目と全く状況的に合わない報酬となっており、改善をされるべきであります。

類似団体でも、これまで東金市が72万2千500円、白井・富里市は74万7千円となっておりますが、一定の期間削減し、努力をしてきたわけであります。

また、一般職の管理職手当20パーセントの削減を押し付けたままとなっており、均衡が保たれないままになっているわけであります。給与の削減は、時限的措置をとるとしてはいますが、経済回復の見通しが不明な中で、本則で対応すべきだと考えます。

よって、議案第3号について反対をするものでございます。

○議長（古川宏史君）

次に、桜田秀雄議員の議案第3号に対する反対討論を許します。

○桜田秀雄君

それでは、議案第3号、八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場から討論をいたします。

八街市の平成23年度の市民税は景気の低迷などにより、前年度に比べて2億9千256万円と7.8パーセントの減収が見込まれております。こうした中で、一般職員管理職手当

の20パーセント削減及び非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等の改正など適正化が提案されております。

市長においては、市財政及び市民の厳しい経済状況を勘案し、市長等特別職員の給与削減を提案されておりますが、その削減額は100分の7、金額にして月額6万2000円であり、影響額は年間100万円であります。新市長の政治姿勢としては、一定の評価ができるところでございますけれども、私の公約における市長給与は60万円、副市長55万円であり、市民に奉仕するという私の考え方からすれば、削減幅が乖離しており、納得するに至りません。

よって、本条例の改正に反対をいたします。

○議長（古川宏史君）

次に、右山正美議員の議案第5号に対する反対討論を許します。

○右山正美君

議案第5号、八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、反対をするものでございます。

反対の理由は、次のとおりでございます。

この条例改正は、財源確保のため、管理職手当を特例により、減額措置の20パーセント削減を継続をするというものでございます。地方公務員の給与水準（ラスパイレス指数）を見てみますと、東金は103.0、富里が105.2、八街市は98.4と大変低い位置にあるわけでありまして、改善こそ求められるものでございます。

これまで管理職手当は、平成17年度に10パーセント減額に始まり、平成19年度からは20パーセントの減額が固定化されています。自治体労働者が安心して住民のために仕事を進めることができるように保障すべきであります。

引き続きの20パーセントの減額は、仕事に対する誇りや尊厳、働きがいを失わせるようなもので、断じて反対をするものでございます。以上です。

○議長（古川宏史君）

次に、丸山わき子議員の議案第10号及び第22号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、私は、議案第10号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対討論するものであります。

この条例の一部改正は、国保税の基礎課税額の上限を47万円から3万円引き上げ、50万円に、後期高齢者支援金等課税額の上限を12万円から1万円引き上げ、13万円にするという課税限度額の引き上げであり、到底認められません。

今回の条例の一部改正が、歳入不足を補うものとしていますが、国保税は上限も含めて既に高過ぎる状態にあり、国保会計を改善するためには、本来、国が負担すべき国庫負担額を元に戻すことや、国保総収入に占める国庫支出金の割合を戻すことが求められております。

この改正による影響は、医療分317世帯、介護分307世帯、1千370万円とのこと

ですが、基礎課税総額のわずか0.5パーセントであり、これによる財政効果はあるとは言えません。国保財政は自治体・国保加入者だけの努力では解決できない状況に追い込まれています。国が削減した分を戻さないまま、国保加入者の限度額引き上げに負担を負わせることは限界であり、反対するものであります。

次に、議案第22号、平成23年度八街市一般会計予算について反対するものであります。

政権交代後、わずか1年半で、民主党政権は、後期高齢者医療制度廃止などの公約を投げ捨てただけでなく、医療、介護、年金など、社会保障を切り捨て、負担増を押し付ける計画を次々に打ち出しています。財政難と言いながら、財界言いなりに法人税減税で1兆5千億円もばらまき、証券優遇税制を延長するなど、大企業・大金持ち優遇の不公平税制を温存し、さらに拡大しようとしています。

消費税増税に「政治生命をかける」と宣言し、食と農業、地域経済、国土と環境を壊すTPPへの参加に突っ走ろうとしています。外交でも、経済でも、日本の国際的地位の急激な地盤沈下が起き、前途への不安が大きくなっています。

こうした国の政治を背景に、景気改善の兆しはなく、悪化の一途をたどっており、来年度予算に求められるのは、厳しさを増している市民生活をいかに守るのが問われています。

当初予算の市税収は、前年度比2億4千万円もの減収となることを見ても明らかです。こうしたもとで、新年度予算は、近隣に先駆け、子どもの医療費無料化を中学3年生まで拡大させ、子宮頸がんなどワクチンの全額助成は、子育て世代から歓迎されています。

また、教育費では、用務員の業務委託から直接雇用へ切り替えたことなど、高く評価するものもごさいます。しかし、その一方で、市長の給与はわずか7パーセントの削減であり、交際費は前年度と同様の220万円となっています。市民生活悪化や逼迫した市財政の状況下でありながら、予算編成の先頭に立つ市長の政治姿勢が問われています。

また、市の総合計画第2次基本計画の中心事業である大池第三雨水幹線事業に対し、新年度には、実施計画業務5千400万円を計上しています。この間、日本共産党は1時間50ミリの降雨量にしか対応できない施設は、今後の街づくりに大きな欠陥となることを指摘してきましたが、それにまともに答える答弁はいまだにありません。当面は、冠水地域への調整池や各家庭での雨水貯留タンクの設置などで対応できます。駅前区画整理は「地域が活性化すると事業を進めてきましたが、一向に活性化する気配はありません。市民の大切な税金を投入してまでも、最優先に実施すべき事業ではなかったことは、市民アンケートでも明らかになっています。大雨に対応できない雨水幹線事業は、駅北側事業の二の舞になることは明らかです。

今、十分な見直し・検討が必要です。40億円を投入するこの事業は凍結し、減らし続けてきた土木予算を増額して、市民が切実に求めている道路整備や市民の暮らしを守る施策を優先させるべきであります。

今、赤字に転落し、収納率全国ワースト1のままの深刻な国保会計とともに、収納率県下ワースト1となっている介護保険への対策は切実です。市民の担税力は限界であるのにも関

ならず、こうした事態に無策となっています。徴収強化では解決にはなりません。この原因は、本来なら国が守らなければならない社会保障制度を国自らが突き崩し、自治体と住民に負担を押し付けたところにあります。さらには、昨年厚労省は、一般会計から国保会計への繰り出しを禁ずる通達を出しています。国の言いなりでは市民の暮らしと命は守れません。一般会計からの繰り出しで、国保会計・介護制度を守るべきです。

市税の減収の原因となっている、市民の収入減、地域経済の疲弊に対する対策は切実です。市内の中小業者は、雇用・所得を生み出す内需拡大の核であり、地域振興の役割を果たしてきました。その中小業者は「何日も仕事がない」「売り上げが半減した」など壊滅的なダメージを受けながら、必死に頑張っています。しかし、八街市の経済の中心となる商工・農業予算の当初予算構成比は、わずか2.3パーセントです。これでは、地域経済活性化には程遠い予算です。大幅に落ち込んでいる予算を増額すべきです。

地域経済活性化の特効薬として、今、全国的にも注目を浴びているのが、住宅リフォーム助成制度です。この制度を導入した自治体では「財政効果も望める」とし、また、制度を利用した業者は「仕事が確保でき、税金が払える」というコメントを寄せています。まさに、一石二鳥の取り組みです。政府はこうした効果のある経済対策に補助金を出しています。なぜ、こうした補助金を活用した取り組みができないのでしょうか。

市内には、土木・建築・タイル・ブロック・塗装・内装など建設業や卸売・小売業は約1千業者、そのもとで8千300人が働いています。経済波及効果の高い住宅リフォーム助成制度の導入が待たれています。

また、八街の経済の屋台骨である農業の活性化への取り組みも切実です。北総中央用水事業をどんなに進めても活性化にはつながりません。ニンジンのブランド化とともにキャロットジュースの普及、農業資材・飼料への補助や後継者対策の充実、園芸用廃プラスチック処理の助成など直接支援で持続できる農業施策を重視し、地域経済活性化への取り組みを求めるものであります。

民生費では、保育所の待機児童解消に、臨時保育士3名を増員しましたが、抜本的解決にはなっておりません。保育ママ制度の導入や公共施設を活用した保育園の分園制度の導入で待機児童ゼロを目指す取り組みを求めるものであります。

民生費では、市民生活を守る最後のセーフティーネットである生活保護費、当初予算前年度比で33パーセント増となっていますが、従来補正で対応していたものを先付けしたものであり、前年度より8千万円増にとどまっています。保護受給の伸び率は21年度で19パーセント、22年度は11月現在で10.6パーセントとなっており、市民の生活悪化の速度に対応できません。

教育費では、就学援助制度の拡充・改善が必要です。7人に1人は就学困難と文科省も認めているところですが、市の実態は就学援助枠の縮小となっています。

また、本市の就学援助制度は、国の制度に準じていると説明していますが、国は、10年度から新たにクラブ活動費・生徒会費・PTA会費など支給項目を増やしています。八街市

は、いまだ支給対象としていません。新たな支給項目を増やすとともに、市民生活の実態から出発した実施要綱のもとに大幅な予算確保をすべきであります。

学校図書の整備については、23年度は文科省の進める図書整備5カ年計画の最終年度となりますが、基準に達成しているのは小学校2校、中学校1校に留まっています。文科省は地方交付税で毎年200億円、5年間で1千億円を措置したとしていますが、図書基準に達成する予算とはなっていません。子どもたちの読書活動の推進を図る上で、ぜひとも予算確保を求めるものであります。

教育費の3点目には、外国語英語指導助手の委託についてです。業者との契約のため、教室で教師が直接、英語指導助手に指示、授業の内容を相談し合って進めることができず、せっかくの英語指導助手導入が活かされておりません。英語指導助手の直接雇用で子どもの様子・状況に合った指導、生きた授業、わかる授業をすべきであります。

最後に契約の問題です。中央公民館・図書館の清掃業務委託は今回、2つの施設を社会教育施設として入札しています。安く委託するためなら考える余地はありますが、前年度より108万4千円も高く落札しており、何のための合同入札だったのか、無駄を省くどころか税金の持ち出しです。

また、庁舎の清掃業務について、同一業者が平成11年から、中央公民館・図書館・老人福祉センター・スポーツプラザは8年目を迎え、こうした常態化した状況に何ら疑問が持たれないことへの厳しい反省を求めるとともに、入札の公平性・透明性を求めるものであります。

市民に直接関わる自治体として、市民の生活実態を直視し、市民が安心して暮らせる市政実現に総力を挙げて取り組むことを求め、反対討論といたします。

○議長（古川宏史君）

次に、林修三議員の議案第22号に対する賛成討論を許します。

○林 修三君

私は、議案第22号、八街市一般会計予算に賛成の立場から討論いたします。

本市の財政状況は、一昨年の政権交代後も苦しい状況は変わらず、むしろさらに原油価格の高騰、雇用の低迷、金融危機の広がり等が見られる中、国からの地方交付税率が地方自治に委譲し、大きな負担をかけております。そのような中にあっても、一般会計5.2パーセント、特別会計9.0パーセント、合計6.8パーセントの伸び率で、23年度の予算を編成していただきました。

具体的には、子育て家庭を支援する観点から、児童医療費助成事業の対象を中学3年生まで拡大していただいたことを大きく評価したいことにもありますし、妊婦健康診査についても、公費負担回数14回を維持していただくなど、市民の健康増進を図るべく努力が見られます。

また、北村市長の方針に基づいた朝陽小学校屋内運動場耐力度審査費が計上され、平成26年度の改築に向けた取り組みが具体化されています。このほか、児童の学力向上に向けた

学力向上推進員 8 名の継続や文化振興としての八街の歴史を知ってもらうべき、図解八街の歴史の発刊の予算が組まれました。

また、さらに保育園児の待機解消策、高齢者及び障がいのある方への針・きゅう・マッサージ等、施設利用の助成、緊急通報装置設置事業、障害者手帳交付診断料の助成事業、難民療養者への見舞金支給など、市単独事業の継続を図られています。

また、就労支援策として、要保護者等の自立支援を図るため、就労支援相談員を 2 名配置し、就労支援体制の強化を図っていただいております。

限られた財源の中でも、市民のニーズに応えるべく、各種施策が多く見られます。北村市長の強力な指導力のもと、いまだ不景気な経済状況のもとで抱える課題の多くを、さらに鋭意努力していただくことを含めまして、議案第 22 号、平成 23 年度八街市一般会計予算に賛成するものであります。

○議長（古川宏史君）

次に、湯浅祐徳議員の議案第 22 号に対する賛成討論を許します。

○湯浅祐徳君

私は、議案第 22 号、平成 23 年度八街市一般会計予算に賛成の立場から討論を申し上げます。

本市の歳入面では、長引く景気低迷の中、市税収入の向上を図るという大変大きな問題を抱えており、また、歳出面でも、社会保障費関連の扶助費が今後も着実に増加することが見込まれ、大変厳しい財政状況は、しばらくの間続くものと考えられます。

そのような中、新年度の歳入面では、地方財政計画に基づく地方交付税関係予算について過大見積もりに注意した予算計上をしているほか、各種基金からの繰り入れにより、財源不足に対応しています。特に、歳出面では、全般にわたる経費の節減合理化や既存の制度・施策の見直しに努めた上で、生み出した財源を重点的かつ効果的に配分しております。

具体的に申し上げますと、まず、便利で快適な街づくりとして、八街駅北側地区土地区画整理事業、道路整備事業などを引き続き推進するとともに、市内全域の公共交通のあり方を検討する協議会を設置します。

次に、豊かな自然と共生する街づくりとして、雨水の浸水対策、公共下水道雨水整備事業の実施設計、上水道事業では老朽管の更新事業の実施。

次に、心の豊かさを感じる街づくりとして、朝陽小学校改築工事に伴う屋内運動場の耐力度調査業務の実施、学校の集団生活に適應できない児童・生徒の相談活動の支援を行う学校教育相談員を 1 名増員し、充実を図ること。

次に、活気に満ちあふれる街づくりとして、北総中央用水土地改良事業、園芸用廃プラスチック適正処理事業、八街駅南口の商店街空き店舗活用に対する補助の引き続き実施。

次に、市民とともにつくる街づくりとして、市民参加協働事業では、平成 22 年度からスタートした八街市総合計画第 2 次基本計画に盛り込まれている市民と行政の協働を視野に入れた事業計画に取り組んでいます。

また、産業まつりの開催や、ふれあい夏まつりの支援。

最後に、市民サービスの充実した街づくりとして、外国人住民の利便性の増進等を目的とする外国人住民に係る住民基本台帳システム改修業務の実施、広報やちまたの月2回の発行により、市民にわかりやすく、迅速に情報提供されるなど、暮らし、福祉、教育分野も含め、限られた財源の中でも市民の要求に応えるべく施策が随所に見られます。これらは北村市長の強力な指導力によるところであり、今後の手腕の発挿を期待して、議案第22号、平成23年度八街市一般会計予算につきまして賛成するものでございます。以上です。

○議長（古川宏史君）

次に、小高良則議員の議案第22号に対する賛成討論を許します。

○小高良則君

私は、議案第22号、平成23年度八街市一般会計予算に賛成の立場から討論を申し上げます。

新年度の歳入面では、地方財政計画に基づく地方交付税関係予算について、過大見積もりに注意した予算計上をしているほか、各種基金からの繰り入れにより、財源不足に対応しています。

歳出面では、全般にわたる経費の節減合理化や既存の制度・施策の見直しに努めた上で、生み出した財源を重点的・効果的に配分しております。

具体的に申し上げますと、まず、一般職及び特別職の人件費の節減。

次に、ふるさと雇用再生特別基金事業を活用した地域安全パトロール事業を実施します。これは、民間の警備業者に業務委託し、組織した地域安全パトロール隊による犯罪防止活動を実施することになっております。

また、防犯灯、カーブミラーの設置・修繕についても厳しい財政状況の中、昨年度並みの予算を確保し、引き続き重点的に取り組むこととしております。

次に、広報やちまたの月2回の発行により、迅速に情報提供をされます。

また、市民参画協働事業では、平成22年度よりスタートした八街市総合計画第2次基本計画に盛り込まれている、市民と行政の協働を視野に入れた事業計画に取り組んでいくこととしております。

第5分団の消防機庫の建て替え及び第11分団の消防自動車の更新、耐震性貯水槽設置など、限られた財源の中でも、市民の要求に応えるべく施策が随所に見られます。これらは、北村市長の強力な指導力によるところであり、今後の手腕の発揮を期待し、議案第22号、平成23年度八街市一般会計予算につきまして、賛成するものでございます。

○議長（古川宏史君）

次に、桜田秀雄議員の議案第23号に対する反対討論を許します。

○桜田秀雄君

私は、議案第23号、平成23年度八街市国民健康保険特別会計予算について反対の立場から討論をいたします。

八街市国民健康保険税の仕組みは、均等、平等、所得、資産割を組み合わせたものになっております。このうち、資産割は持ち家等の資産に対し課税しておりますが、土地・建物等の資産に対しては固定資産税の納付をもって、市民は納税義務を果たしており、持ち家等の理由に国保税を課すことは、税の公平性に疑問が残ります。

よって、資産割課税を盛り込んだ平成23年度八街市国民健康保険税特別会計予算に反対をいたします。

○議長（古川宏史君）

次に、丸山わき子議員の議案第23号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

私は、議案23号、平成23年度八街市国民健康保険特別会計予算に反対するものであります。

市の国保財政は、収納率は全国ワースト1のままであり、21年度に続き、22年度も赤字への転落が見込まれ、深刻な事態を招いています。一方、市民は格差と貧困が広がる中で、医療費を削って生活しながら、それでも滞納に追い込まれています。まさに、お金の切れ目が医療を受ける機会を抑制し、国民皆保険制度が形骸化しつつあります。このような事態を招いた最大の要因の1つに、国保財源の国庫補助を医療費ベースで45パーセントから38.5パーセントに削減したことがあります。

また、国保の総収入に占める国庫支出金の割合は、1984年の49.8パーセントから22.5パーセントと激減し、国庫負担の削減と国民負担率が増大し続け、滞納世帯が増大しています。

本市の国保税は決して負担が軽いものでもなく、年間所得の約1割以上が税額として賦課され、重い負担をしなければなりません。その結果、「払いたくても払えない」実態があり、こうしたもとの、徴収強化では解決はしません。

地方自治体の仕事は福祉の増進にあり、住民の命と健康を守ることです。今、この役割をしっかりと見直すことが求められています。国保税引き下げのための国の国庫負担を元に戻すことを国に強く要望するとともに、一般会計からの繰り入れで払える国保税とすべきであります。

また、国保財政の赤字の1つが、医療費増大です。予防医療をいかに取り組むかが求められています。残念ながら、その取り組みは従来どおりであり、積極的な取り組みを求めるものであります。

以上の立場から反対するものであります。

○議長（古川宏史君）

次に、山口孝弘議員の議案第23号に対する賛成討論を許します。

○山口孝弘君

議案第23号、平成23年度八街市国民健康保険特別会計予算について賛成の立場から討論させていただきます。

国民健康保険は地域保険として、ほかの保険制度に加入していないすべての住民を対象としており、国民皆保険を実質的に保障する役割を担っていると云えます。しかし、長期不況による低所得者の増などにより、財政基盤が圧迫されるなど、非常に厳しい財政運営を余儀なくされております。

国民皆保険制度の維持には、国民健康保険の安定が不可欠だと言われておりますが、このような問題は、単に国保サイドのみで解決し得るものではなく、国の医療保険制度全般にわたり、利用者の立場に立った抜本的な改革が、まだまだ必要であると考えます。

このように厳しい状況の中で、歳入歳出80億7千628万5千円、前年度より比較いたしますと8.5パーセントの増。保険給付費や支援金が増えた一方で、市税等徴収対策本部の成果を反映し、徴収率については、前年度より上向きでの計上となっております。

一般会計から赤字補てん的な繰り入れはすることなく組み立てられており、編成に大変苦慮されたことが伺えます。

今後、国保事業の安定化及び健全化のため、ジェネリック医療薬などの医療費適正化による歳出の抑制を図るとともに、人間ドックの助成、保険税収納率の向上による歳入の確保に努めていただくことを要望いたしまして、議案第23号、平成23年度八街市国民健康保険特別会計予算に賛成いたします。

○議長（古川宏史君）

次に、丸山わき子議員の議案第24号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

それでは、議案第24号、平成23年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について反対するものであります。

後期高齢者医療制度は、制度開始以来、一貫して世論の強い反対にさらされています。日本共産党が昨年実施した市民の皆さんへのアンケートでも、3割を超す方が、この制度の廃止を求めています。年齢で医療差別を実施する制度を導入している国は日本だけではありません。

また、2年ごとに保険料の見直しがあり、高齢者に短期保険証を発行するという大変冷たい制度となっております。

日本共産党は高齢者を差別する「後期高齢者医療制度」について、直ちに廃止し、元の老人保健に戻すべきという立場から、この本特別会計に反対するものであります。以上です。

○議長（古川宏史君）

次に、石井孝昭議員の議案第24号に対する賛成討論を許します。

○石井孝昭君

私は、議案第24号、平成23年度八街市後期高齢者医療特別会計について賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上のすべての方々、これからも安心して医療を受けることができるよう、将来にわたり国民皆保険を堅持するため、若い世代を含めたすべての世

代で支え合う医療制度として、平成20年度に創設されました。

制度開始当初は、収支不足等により大きな混乱を招きましたが、保険料負担軽減策や納付方法の選択制など、改善策がたびたび講じられることにより、当初の混乱は終息したものと考えられます。

しかしながら、75歳に到達すると、それまで加入していた保険制度から分離した保険制度に加入させるといった、年齢により区別をしている等の問題が生じていることから、本制度は既に制度廃止の方針が出され、現役世代も含めた新たな医療制度が、高齢者医療制度改革会議において検討されております。

さて、このような中、平成23年度の後期高齢者医療保険事業ですが、保険料につきましては、平成22年度の改定から2年目にあたり、保険料率、均等割額に変更はなく、保険料軽減措置や被保険者の負担軽減は継続されていることから、被保険者への負担は変わらないものと推測されます。

また、給付につきましては、被保険者数の増加が見込まれるため、保険者である広域連合への負担金の増加が推測されますが、義務的経費であるため、やむを得ないものと考えられます。

新制度が施行されることにより、後期高齢者医療特別会計についても廃止になることと思われしますので、新制度の動向について十分留意いただきたいと存じます。

平成23年度八街市後期高齢者医療特別会計予算3億3千770万7千円について、十分に協議され、適切であると判断し、賛成するものでございます。以上です。

○議長（古川宏史君）

次に、丸山わき子議員の議案第25号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

議案第25号、平成23年八街市介護保険特別会計予算について反対するものであります。

介護保険制度が導入されて10年。この間に八街市の保険料は6倍にも跳ね上がり、一方で保険料の滞納者は3.7倍、滞納金額は4.4倍にもなっています。八街市の普通収納の3分の1が滞納となっており、低所得者の滞納が多く、高齢者の生活実態に合わない保険料は、利用も制限せざるを得ない状況です。

また、特別養護老人ホームの待機者は、この10年間に4.2倍となり、150人にもなっています。特に、介護度4・5の重い方が半数を占めています。まさに、保険あって介護なしの実態です。

こうした実態を放置すべきではありません。地方自治体の本来の役割は、住民の暮らし・福祉を守ることです。保険料減免に対し、厚労省が三原則を指導していますが、こうした指導を跳ね返し、減免を実施している自治体はあります。八街市も高齢者の立場に立って保険料・利用料の軽減に努めるべきであります。

また、来年度は第5期介護保険制度の準備に入ります。第5期では、介護認定者の2割を占める要支援1・2の方を介護制度から締め出す内容を打ち出しています。介護保険の後退

を許さない意見をしっかりと国に上げるとともに、厚労省の三原則撤廃・国庫負担増を求めよう要求し、反対討論といたします。

○議長（古川宏史君）

次に、山口孝弘議員の議案第25号に対する賛成討論を許します。

○山口孝弘君

議案第25号、平成23年度八街市介護保険特別会計予算につきまして、賛成の立場から討論させていただきます。

平成22年10月1日現在の高齢者人口は1万4千504名、人口に占める高齢化率は18.98パーセントに達し、1千939名の方が、要支援・要介護認定を受けております。

平成23年度介護保険特別会計予算は歳出において、31億5千208万6千円、サービス利用の増加に対応した計上であり、歳入においては、第1号被保険者の増加により、前年度より2.3パーセント増の5億9千977万2千円を盛り込み、なお不足する財源として介護給付費準備基金から9千363万5千円を、介護従事者処遇改善臨時特例基金から828万6千円をそれぞれ繰り入れることにより均衡を図っております。

また、特別養護老人ホームの入所待機者の解消を図るべく30床の増床整備を推進しております。介護保険財政の健全性、持続性を確保すべく努力されており、今後、八街市の実情に合った第5期高齢者福祉計画、介護保険事業計画の策定にあたっていただくことを要望いたします。平成23年度八街市介護保険特別会計予算に賛成いたします。

○議長（古川宏史君）

次に、丸山わき子議員の議案第26号に対する反対討論を許します。

○丸山わき子君

議案第26号、平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計予算について反対するものであります。

国の構造改革路線のもとで、「公から民へ」「民間でできることは民間で」の流れが作られ、本市は3年前からコスト削減を掲げ、学校給食センターの民間委託が導入されました。新年度では、25年度までの委託の予算措置がされています。教育の一環である学校給食の場にコスト削減を持ち込むべきではありません。

学校給食法第1条「学校給食は児童及び生徒の心身の発達に資する」と定めているように学校給食は教育であり、人間づくりの原点です。

また、国が食育基本法を制定し、今、全国的に食育を推進しています。「食育」をどのように進めるのか。まずは、身近な学校給食がお手本です。材料のこと、調理のこと、食の大切さなど、現場で働く栄養士や調理員が児童・生徒との交流を深めることが、健全な心身を養う本当の第一歩になるものと思います。委託では、食育を推進することはできません。

川端達夫文科相は「行革でいろいろな施策が取り入れられているが、少なくとも学校給食の役割を損ねてまで合理化することは本末転倒」と指摘しています。

また、民間委託は、給食調理業務の実情にそぐわず、よりよい給食を子どもたちに提供し

たいと取り組めば取り組むほど、偽装請負ではないかとの矛盾に突き当たります。教育の場にはコスト削減はなじみませし、効果もありません。給食調理業務の委託はやめるべきです。

また、コスト削減を求めるなら、給食事業のあり方を研究・分析すべきであります。児童・生徒が減少する中で、2つの調理場が必要かどうかです。第1調理場の調理能力は1万食ですが、23年度の給食数は4千400食、第2調理場は5千食の能力に対し、3千300食を調理しています。第1調理場だけで対応できる児童・生徒数となっています。コスト削減をいうなら、こうした見直しをすべきであり、安全・安心で食育を進めることができる直営での給食に切り替えることを求め、反対するものであります。

○議長（古川宏史君）

次に、林修三議員の議案第26号に対する賛成討論を許します。

○林 修三君

それでは、私は、議案第26号、平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計予算に賛成するものです。

学校給食センターにおかれましては、平成23年度も児童・生徒へのきめ細やかな栄養を考えての献立作りに努めていただくものと思われます。子どもたちは、毎日の給食を1日の学校生活の中で大変楽しみの1つとしているところでございます。年間188回の給食回数を稼働し、学校経営に少しでも支障のないようにと努力いただいております。さらには、エンジンをはじめとする地産地消の食材を取り入れるための工夫や児童・生徒への食の栄養指導に、学校巡回を行っていただく計画もあり、食文化への取り組みを行われております。保護者にも、希望申し込みがあれば、給食の試食もできるようにと、開かれた給食センターを行っていただいております。

おいしいものを温かいうちに、そのままに食べられるために、食感等の工夫や配送についての工夫・努力もいただいております。

また、現時点で業者委託については、法令遵守のもと、適正に管理が行われており、問題がないものと思われます。今後も児童・生徒の健康増進につながる食文化の推進により、おいしい給食を進めていただくことを願いながら、議案第26号、平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計予算に賛成するものでございます。

○議長（古川宏史君）

次に、京増藤江議員の議案第27号に対する反対討論を許します。

○京増藤江君

それでは、議案第27号、平成23年度八街市下水道事業特別会計予算に対する反対討論をいたします。

経済悪化のもと、市財政・市民の暮らしは本当に大変なことになっています。市民の暮らしを守る施策を置き去りにして、事業費総額約40億円もの大池第三雨水幹線事業を最優先に進めるのは問題です。

今年度は、実施設計業務に約5千400万円を計上していますが、この事業は1時間50

+

ミリの降雨量に対応するとしていますが、昨今の80ミリの雨量には到底対応し切れません。無駄な事業にならざるを得ない事業です。

第三雨水幹線事業は、将来的には必要な事業とは思いますが、市財政が厳しい中、この事業を実施するならば、多くの市民が切実に実施を望んでいる身近な生活道路の整備など、市民の暮らしを支える施策がさらに後回しにされてしまいます。

今、最優先に取り組むべきは、市民の命と暮らしを守る施策であり、第三雨水幹線事業の見直し、凍結をすべきです。

以上の理由から、議案第27号の反対討論といたします。以上です。

○議長（古川宏史君）

ほかに討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

お諮りします。本日の会議時間は議事の都合により、この際、あらかじめ、これを延長したいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

本日の会議時間は、延長することに決定しました。

これから、採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、請願第23-1号、八街市議会議員の定数削減を求める請願についてを採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

この請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（古川宏史君）

起立少数です。請願第23-1号は、不採択と決定しました。

次に、議案第2号、非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号、八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（古川宏史君）

起立多数です。議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号、八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号、八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（古川宏史君）

起立多数です。議案第5号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号、八街市地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）による弱者支援の充実を図る基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、八街市公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、八街市障害者施策推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

+

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第9号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（古川宏史君）

起立多数です。議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、八街市医設置条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、八街市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、市道路線の認定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号、平成22年度八街市一般会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第14号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号、平成22年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第15号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号、平成22年度八街市老人保健特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第16号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号、平成22年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第17号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号、平成22年度八街市介護保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第18号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号、平成22年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算につい

+

てを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第19号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号、平成22年度八街市下水道事業特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第20号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号、平成22年度八街市水道事業会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

+

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第21号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号、平成23年度八街市一般会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

+

○議長（古川宏史君）

起立多数です。議案第22号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第23号、平成23年度八街市国民健康保険特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（古川宏史君）

起立多数です。議案第23号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号、平成23年度八街市後期高齢者医療特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（古川宏史君）

起立多数です。議案第24号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第25号、平成23年度八街市介護保険特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（古川宏史君）

起立多数です。議案第25号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第26号、平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（古川宏史君）

起立多数です。議案第26号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第27号、平成23年度八街市下水道事業特別会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（古川宏史君）

起立多数です。議案第27号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号、平成23年度八街市水道事業会計予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第28号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第29号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（古川宏史君）

起立全員です。議案第29号は、原案のとおり可決されました。

会議中ではありますが、ここで10分間の休憩をいたします。

(休憩 午後 5時05分)

(再開 午後 5時14分)

○議長（古川宏史君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、北村市長から議案第30号が提出されました。

お諮りします。この際、これを日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

議案第30号を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題にすることに決定しました。

追加日程第1、議案の上程を行います。

議案第30号の提案理由の説明を求めます。

+

○市長（北村新司君）

本日、追加提案いたしました案件は、教育委員会委員の任命についてでございます。

これは、平成23年1月31日付で「松井竣一」氏が辞職したことに伴い、欠員の補充をするため「八街市大木672番地107 大西昭」氏を教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、同意くださるようお願いを申し上げます。

+

○議長（古川宏史君）

以上で説明が終わりました。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号、教育委員会委員の任命については、人事案件ですので、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古川宏史君）

ご異議なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第30号は、質疑、委員会付託及び討論を省略して、直ちに採決することに決定しました。

議案第30号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

この議案に同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(古川宏史君)

ご異議なしと認めます。

議案第30号は、同意することに決定しました。

本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成23年3月第1回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、すべての案件を議了し、ただいま閉会になりました。

執行部は、各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたします。閉会のごあいさつといたします。

議員の皆様に申し上げます。

この後、全員協議会を開催しますので、議員控室にお集まりください。

長時間ご苦労さまでした。

(閉会 午後 5時18分)

+

○本日の会議に付した事件

1. 発議案の上程

発議案第1号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

2. 請願第23-1号

議案第2号から議案第29号

委員会報告、質疑、討論、採決

3. 議案の上程

議案第30号

提案理由の説明

質疑、委員会付託及び討論省略、採決

発議案第1号	住野十字路交差点・JR総武本線八街街道踏切・八街バイパス整備事業に関する意見書の提出について
発議案第23-1号	八街市議会議員の定数削減を求める請願
議案第2号	非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第3号	八街市特別職の職員等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第4号	八街市一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第5号	八街市一般職の職員の管理職手当の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第6号	八街市地域活性化交付金（住民生活に光をそそぐ交付金）による弱者支援の充実を図る基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
議案第7号	八街市公民館使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号	八街市障害者施策推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について
議案第9号	八街市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号	八街市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
議案第11号	八街市医設置条例を廃止する条例の制定について
議案第12号	八街市予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
議案第13号	市道路線の認定について
議案第14号	平成22年度八街市一般会計補正予算について
議案第15号	平成22年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
議案第16号	平成22年度八街市老人保健特別会計補正予算について

- 議案第17号 平成22年度八街市後期高齢者医療特別会計補正予算について
- 議案第18号 平成22年度八街市介護保険特別会計補正予算について
- 議案第19号 平成22年度八街市学校給食センター事業特別会計補正予算について
- 議案第20号 平成22年度八街市下水道事業特別会計補正予算について
- 議案第21号 平成22年度八街市水道事業会計補正予算について
- 議案第22号 平成23年度八街市一般会計予算について
- 議案第23号 平成23年度八街市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第24号 平成23年度八街市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第25号 平成23年度八街市介護保険特別会計予算について
- 議案第26号 平成23年度八街市学校給食センター事業特別会計予算について
- 議案第27号 平成23年度八街市下水道事業特別会計予算について
- 議案第28号 平成23年度八街市水道事業会計予算について
- 議案第29号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約に関する協議について
- 議案第30号 教育委員会委員の任命について

+

+

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 古 川 宏 史

八街市議会議員 桜 田 秀 雄

八街市議会議員 石 井 孝 昭

+

+

+